

# 財形制度をめぐる現状と これまでの対応

# 1-1. 勤労者財産形成貯蓄制度の概要（財形貯蓄）

○勤労者財産形成貯蓄（財形貯蓄）制度は、勤労者（財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄は55歳未満）が財形貯蓄取扱機関と契約を締結し、事業主が勤労者に代わって賃金から天引き預金する方法により貯蓄を行う制度。財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄については、その利子等について税制上の優遇措置が講じられている。

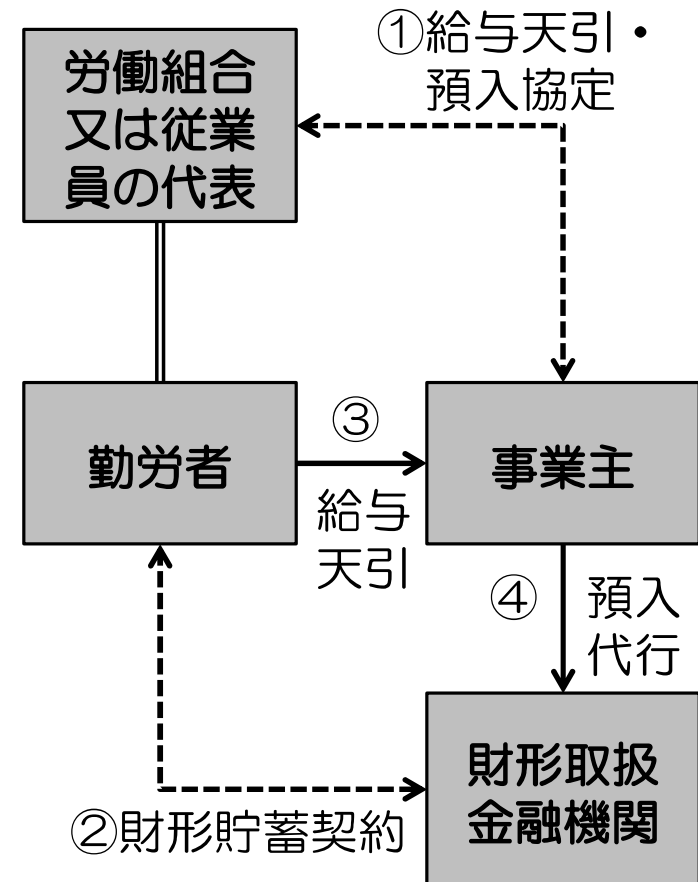
## 勤労者財産形成貯蓄制度 （財形貯蓄取扱機関：銀行、証券、生保、損保等）

**一般財形貯蓄** (S46.6～) ※年齢要件なし  
○目的自由  
●利子等は課税  
契約数522万件、貯蓄残高11兆1,600億円（H31.3末）

**財形年金貯蓄** (S57.10～) ※貯蓄開始は55歳未満  
○年金として受取（満60歳以上）  
○定額型・逡増型・前厚型から受取方法を選択  
●財形住宅と合わせて550万円（生命保険等の場合は385万円）まで利子非課税  
契約数167万件、貯蓄残高2兆9,828億円（H31.3末）

**財形住宅貯蓄** (S63.4～) ※貯蓄開始は55歳未満  
○住宅の取得・増改築等の費用に充当  
●財形年金と合わせて550万円まで利子非課税  
契約数68万件、貯蓄残高1兆7,093億円（H31.3末）

## 【財形貯蓄制度の仕組み】



## 1-2. 財形持家融資制度の概要

○財形持家融資制度は、財形貯蓄を利用している勤労者に対し、保有する財形貯蓄残高の10倍(上限4,000万円)の範囲内で、事業主を通じて(転貸融資)又は直接に(直接融資)、住宅を建設・購入又は改良するために必要な資金を融資する制度。

### 財形融資制度(S52.4~)

(独)勤労者退職金共済機構等が債券の発行及び借入金により、財形貯蓄取扱機関より資金を調達(財形貯蓄総残高の1/3を限度)して融資

○財形貯蓄制度を利用している勤労者に対し、持家の取得等の資金を融資

○融資方法は、以下の3点

- ① (独)勤労者退職金共済機構が事業主等を通じて行う**転貸融資**
- ② 公務員に対して、共済組合が行う**直接融資**
- ③ 転貸融資制度のない等の場合に(独)住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫が行う**直接融資**

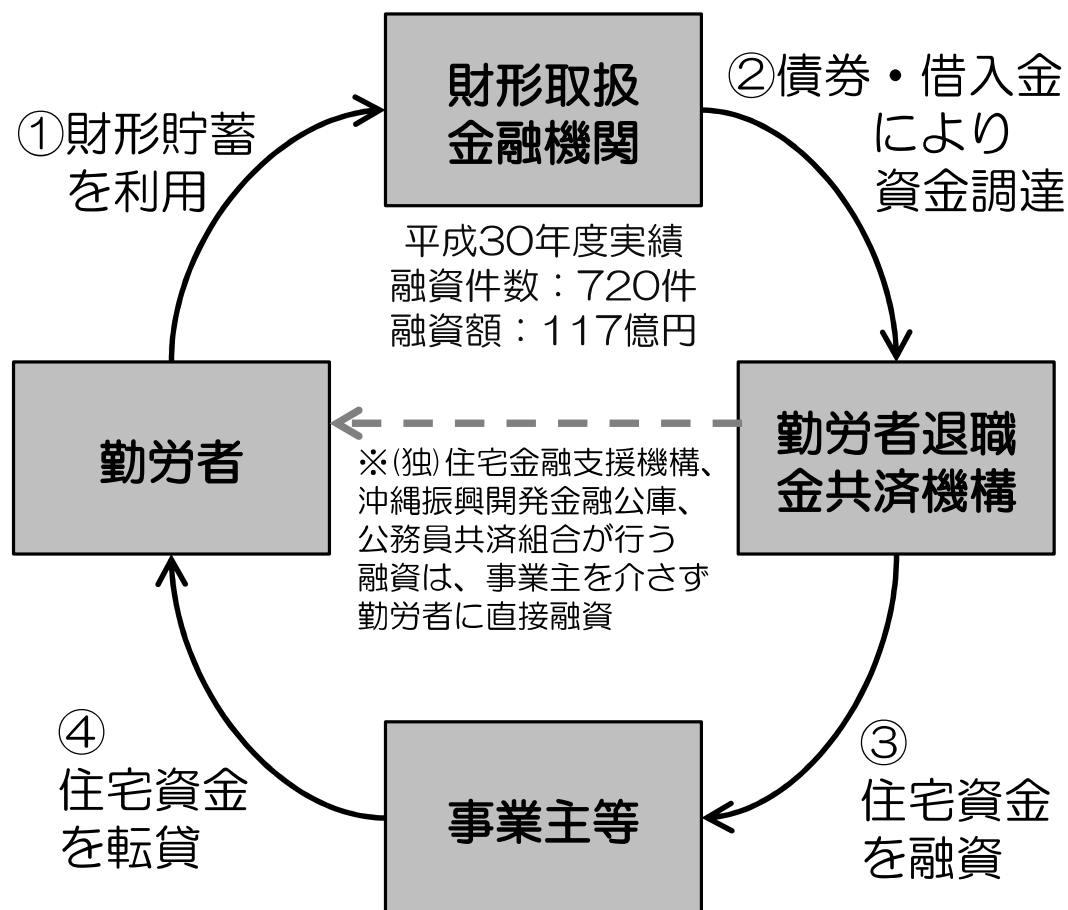
○融資限度額… 財形貯蓄残高の10倍(最大4,000万円)

○貸付金利(5年固定)…年0.59%※(令和元年7月1日現在)

※ 団体信用生命保険料は含まれていない

○償還期間… 35年以内

### 【財形融資制度の仕組み】



## 1-2. 財形持家融資制度の概要

### ○財形持家融資制度の特例措置等

#### 特例措置

##### ■子育て勤労者向け金利優遇措置（平成27年7月1日～令和2年3月31日）

⇒18歳以下の子等<sup>※</sup>を扶養している勤労者を対象に、当初5年間通常金利より0.2%引き下げる措置

※ 勤労者の三親等内の親族（勤労者の配偶者の三親等内の親族を含む。）

##### ■中小企業勤労者向け金利優遇措置（平成26年4月1日～令和2年3月31日）

⇒中小企業<sup>※</sup>の勤労者を対象に、当初5年間通常金利より0.2%引き下げる措置

※ 従業員規模が300人以下

#### 特例措置（自然災害）

※これまでは、自然災害の都度、特例措置の適用の有無を検討してきたが、近年の自然災害の頻発を受けて恒久化したもの。

##### ■財形持家融資を返済中の被災勤労者向け返済方法の変更措置（平成29年4月26日～）

⇒自然災害にり災した財形持家融資を返済中の方を対象に、り災割合に応じて返済期間の延長等を行う措置

り災割合	払込の据置又は返済期間の延長期間	据置期間中の利率の引下げ
30%未満	1年	0.5%
30%以上60%未満	2年	1.0%
60%以上	3年	1.5%

##### ■自然災害により住宅等に被害を受けた勤労者向け貸付金利引下げ措置（平成30年4月1日～）

⇒自然災害で住宅に被害を受けた勤労者<sup>※</sup>を対象に、当初5年ないし10年間通常金利より0.2%引き下げる措置

※ 財形持家融資の条件を満たし、り災証明書の交付を受けた者

#### ○ 自然災害により住宅に被害を受けた場合（当初5年間）

・ 申込期限：り災日から2年間

#### ○ 指定災害(激甚災害の指定等を受けた災害)の場合（その後6～10年目まで）

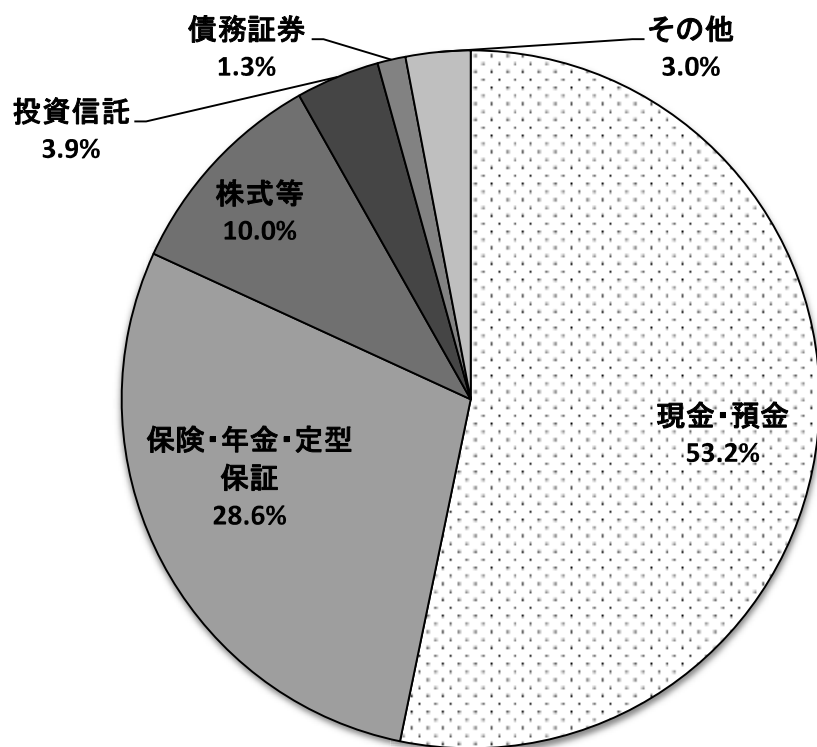
・ 申込期限：り災日から5年間

・ その他：「消費貸借に関する契約書」について、印紙税が非課税となる。

## 2-1. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○近年、金融商品の多様化が進む中、国民が有する金融資産額の5割超を現金・預金が占めている。

○我が国の家計が保有する金融資産



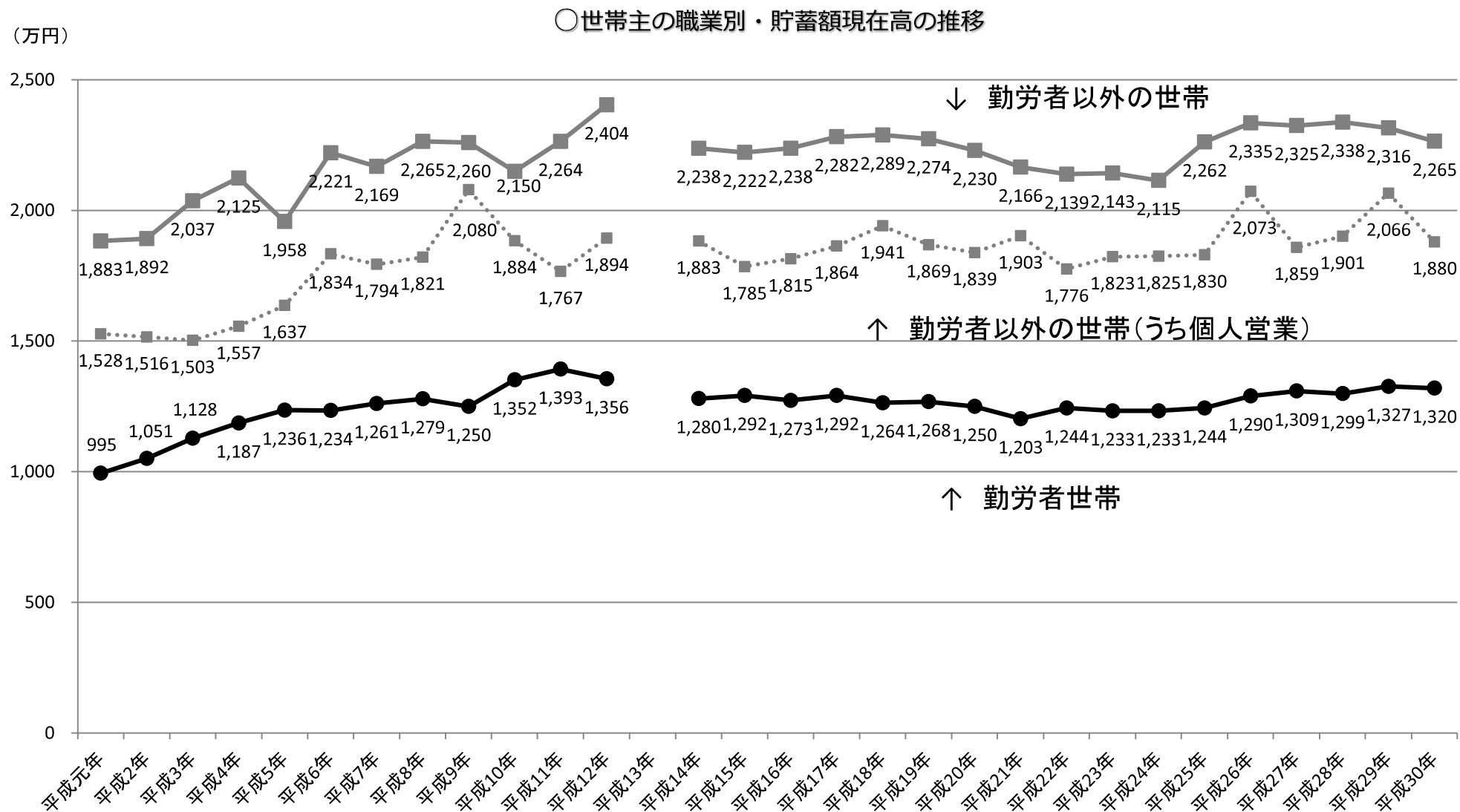
家計が保有する金融資産の構成

平成31年3月末	残高(兆円)	構成比(%)
金融資産計	1,835	100.0%
現金・預金	977	53.2%
保険・年金・定型保証	525	28.6%
株式等	183	10.0%
投資信託	71	3.9%
債務証券	24	1.3%
その他	55	3.0%

資料: 日本銀行「資金循環統計」

## 2-1. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○勤労者世帯の家計における貯蓄額については、勤労者以外の世帯との格差が依然として存在している。



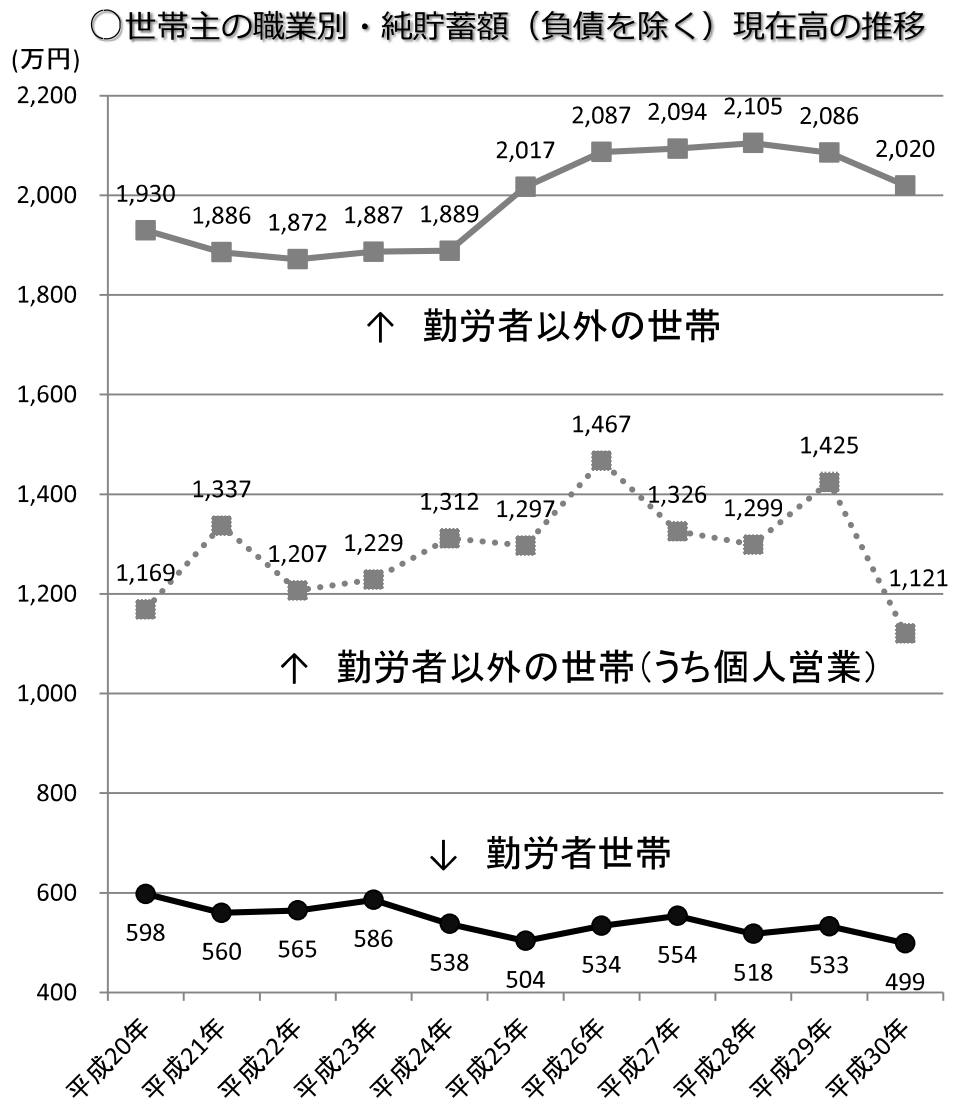
資料:総務省統計局「家計調査」(平成12年以前については総務省統計局「貯蓄動向調査」)

※「貯蓄動向調査」は平成12年で調査終了しているため、「家計調査」での調査開始前の平成13年については、データが存在しない。

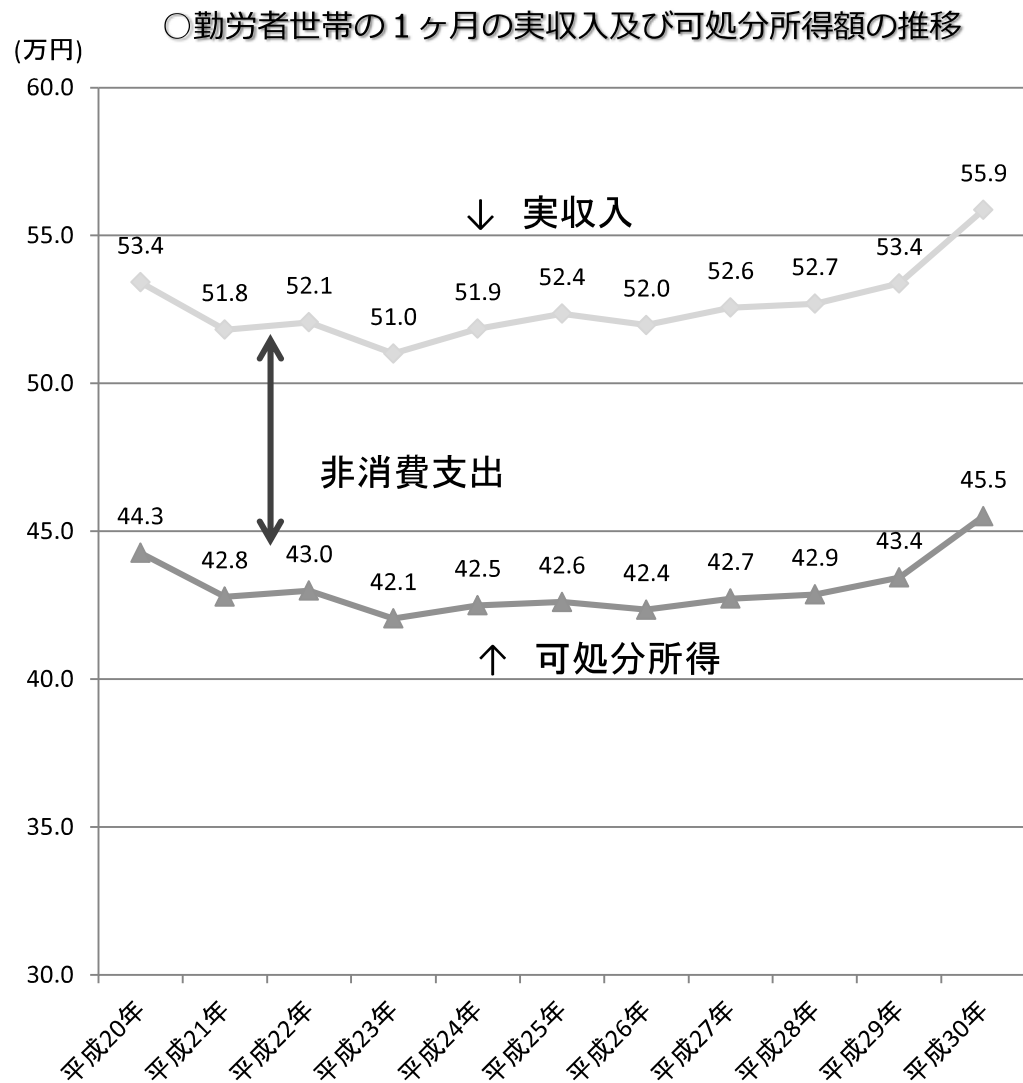
## 2-1. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○勤労者世帯の純貯蓄額（貯蓄-負債）についても、勤労者以外の世帯と開きがある。

○勤労者世帯の家計において、可処分所得は近年増加している。



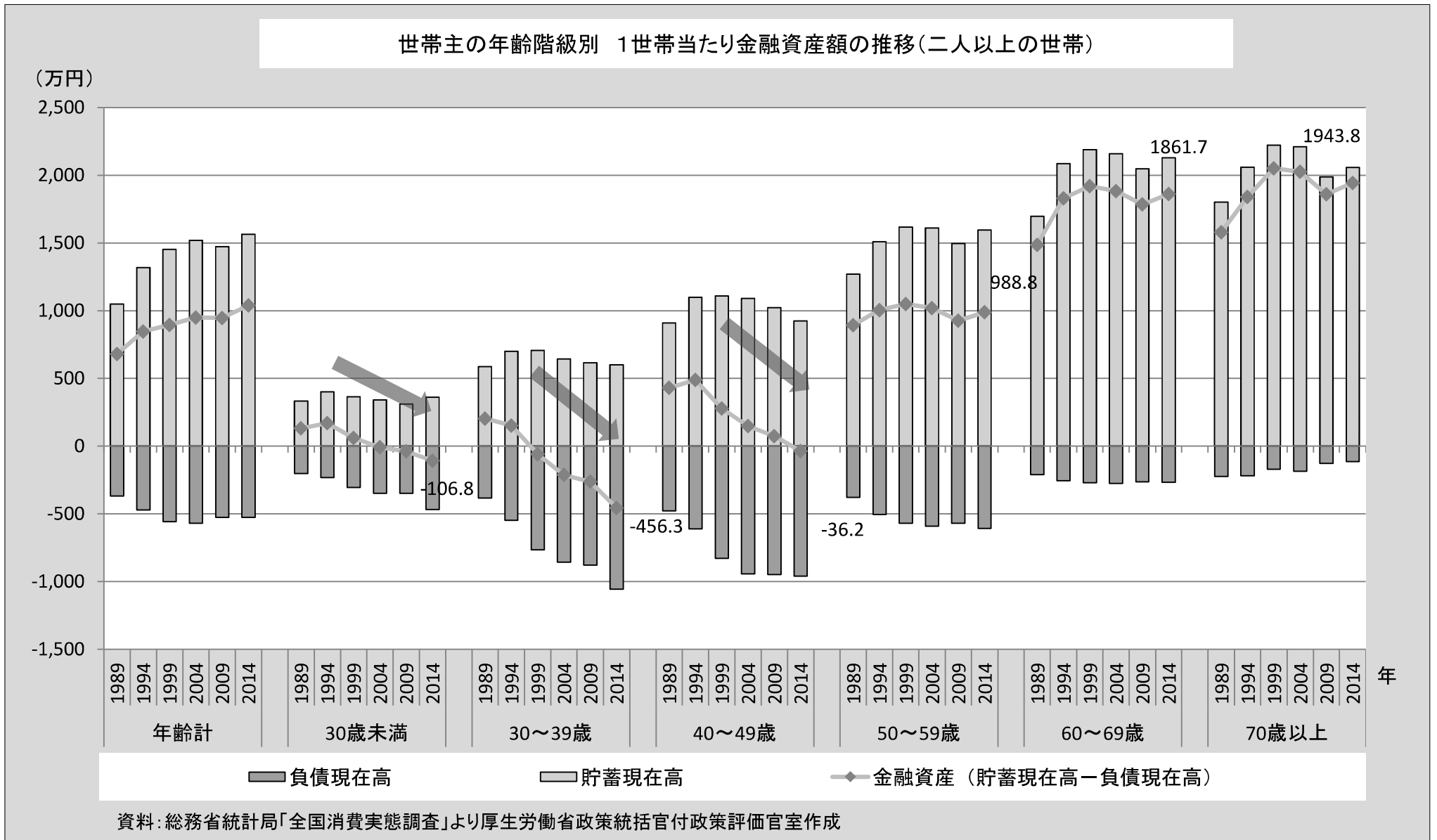
資料：総務省統計局「家計調査」



資料：総務省統計局「家計調査」

## 2-1. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

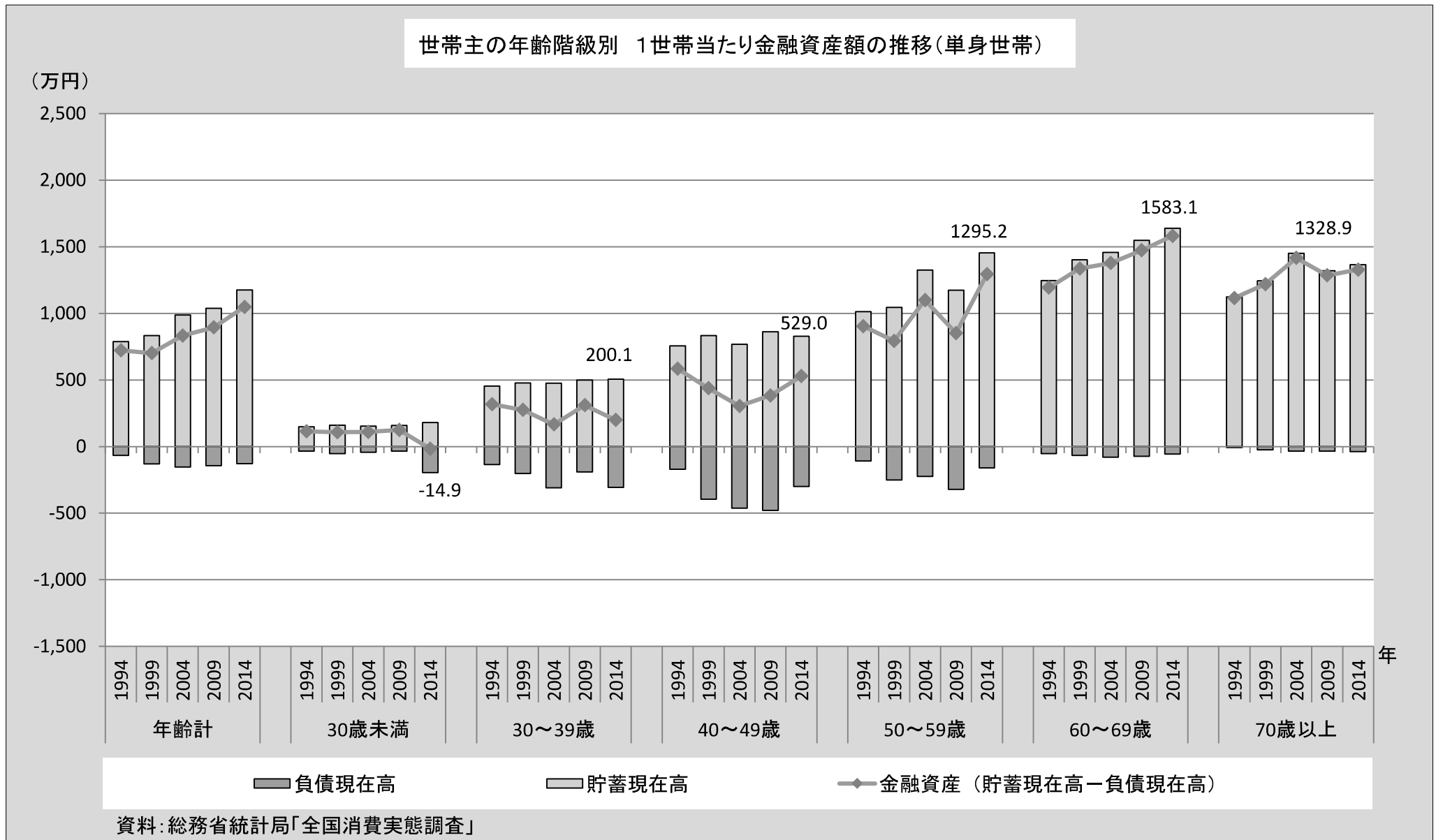
○二人以上世帯の金融資産額の推移をみると、世帯主40歳代以下は減少傾向、50歳代以上は横ばいである。





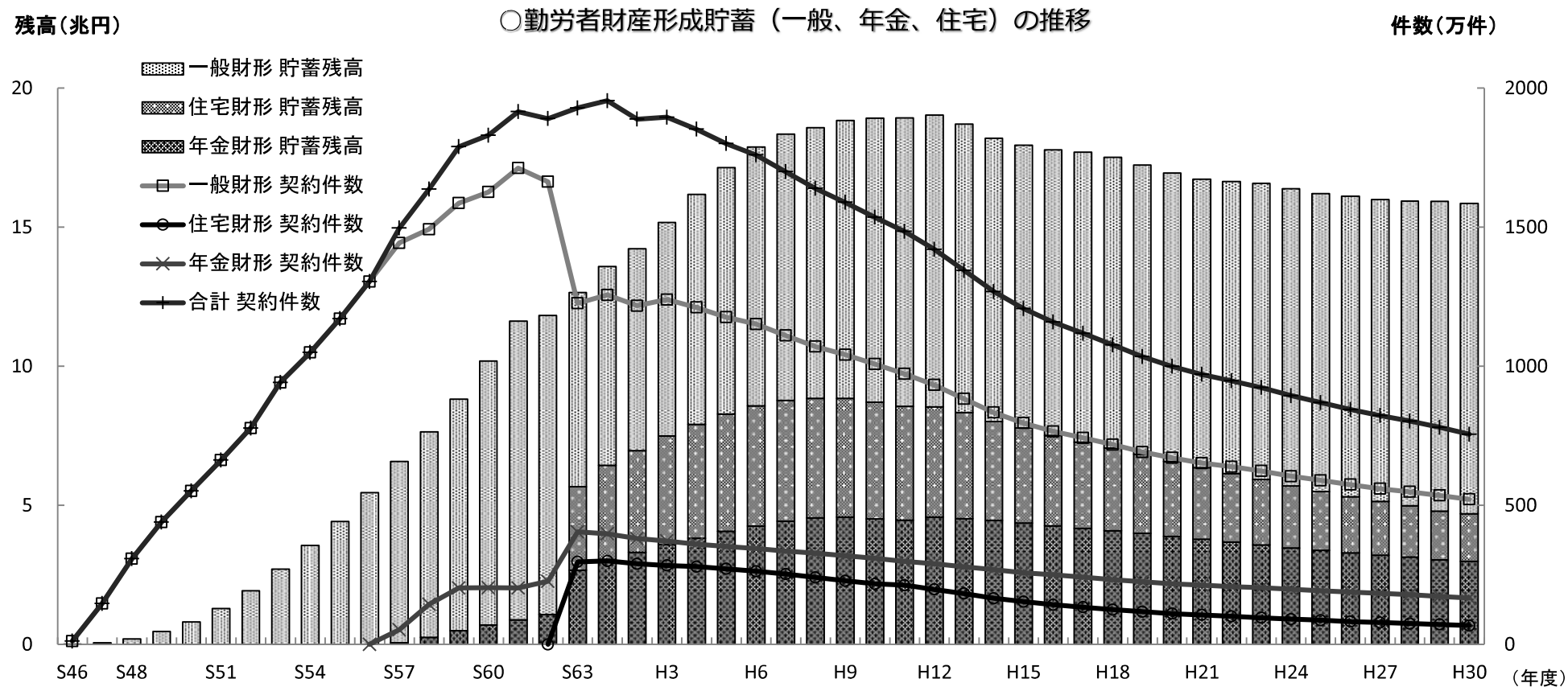
## 2-1. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○単身世帯の金融資産額の推移をみると、40歳代以下は横ばいであるが、50～60歳代は増加傾向が見られる。



## 2-2. 財形貯蓄制度をめぐる状況について

○財形貯蓄の利用件数・貯蓄残高は引き続き減少の傾向にある。



(単位:千件、百万円)

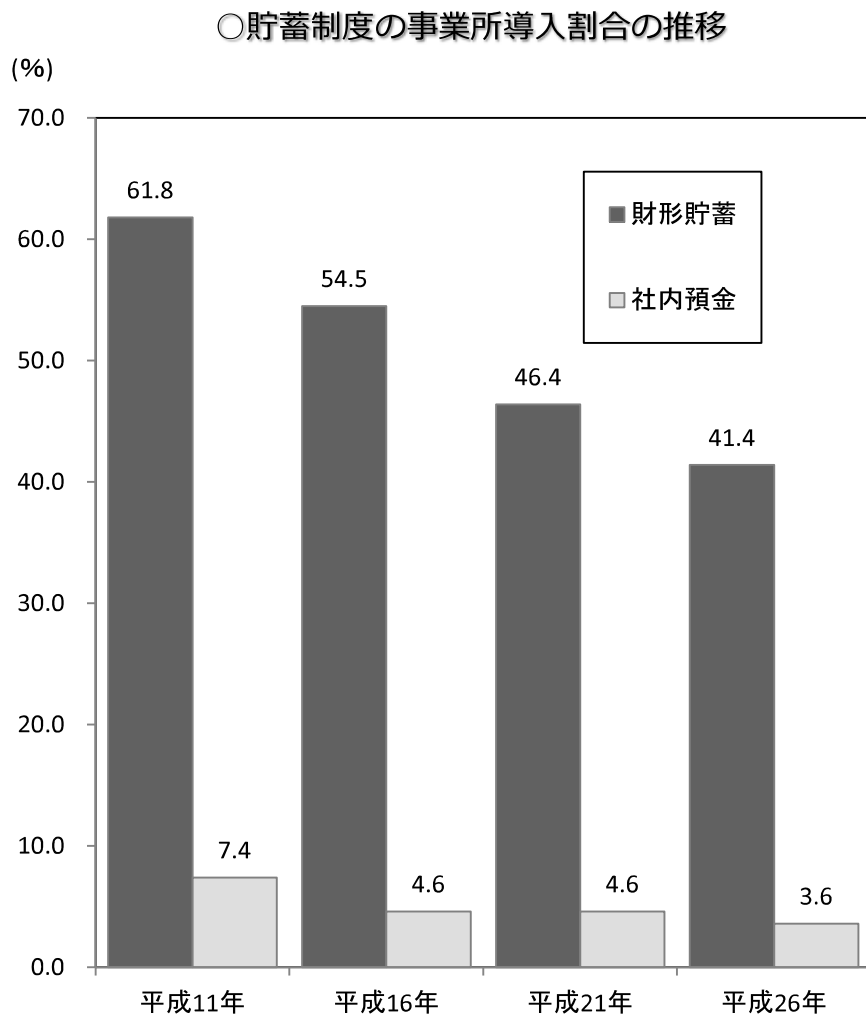
年 度	一般財形貯蓄		財形年金貯蓄		財形住宅貯蓄		合 計	
	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高
平成 26 年度	5,747	10,805,225	1,883	3,288,061	824	2,018,377	8,453	16,111,664
平成 27 年度	5,603	10,854,149	1,838	3,203,314	790	1,933,030	8,231	15,990,493
平成 28 年度	5,485	10,956,196	1,794	3,134,892	751	1,848,891	8,030	15,939,979
平成 29 年度	5,360	11,141,862	1,734	3,039,184	718	1,746,468	7,812	15,927,515
平成 30 年度	5,217	11,160,005	1,670	2,982,787	678	1,709,262	7,564	15,852,055

資料:厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課調べ

注:件数及び残高は各年度末の数値である。

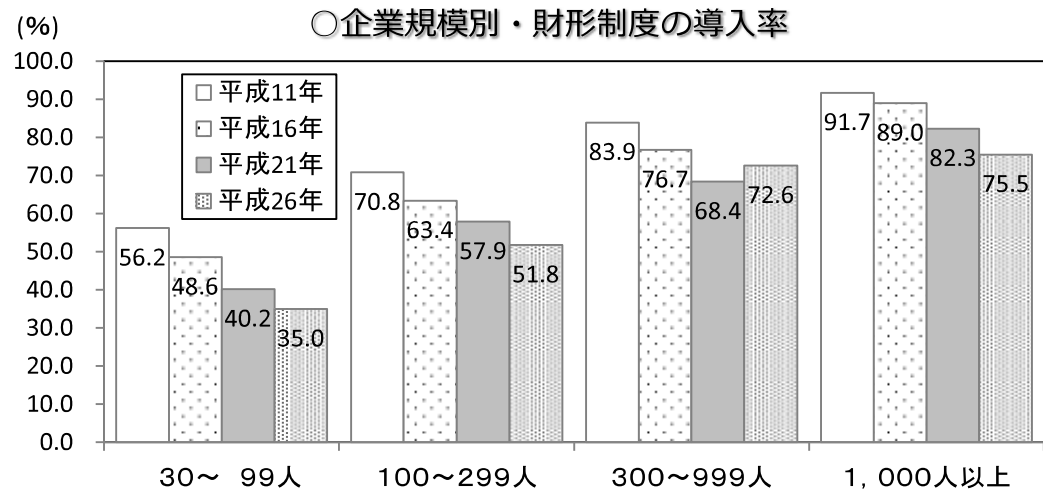
## 2-2. 財形貯蓄制度をめぐる状況について

○財形貯蓄制度の導入割合は年々減少している。  
社内預金制度も同様に減少しており、企業の貯蓄制度は減少傾向にある。

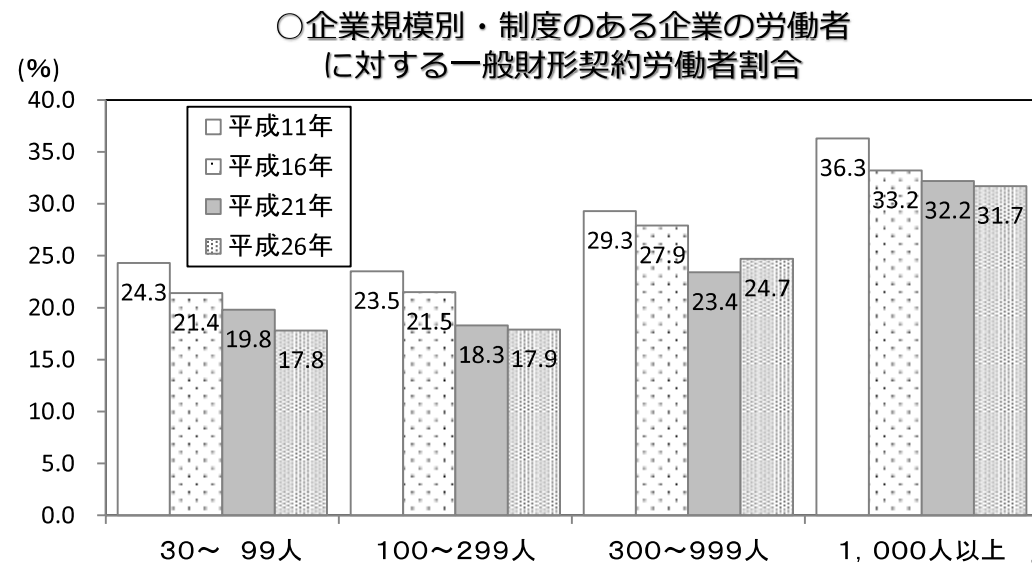


資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「就労条件総合調査」  
※この調査は事業所規模30以上の事業所に調査したものである。

○財形貯蓄制度の導入割合と制度のある企業における契約労働者割合は企業規模が小さいほど低く、減少幅も大きい。



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「就労条件総合調査」



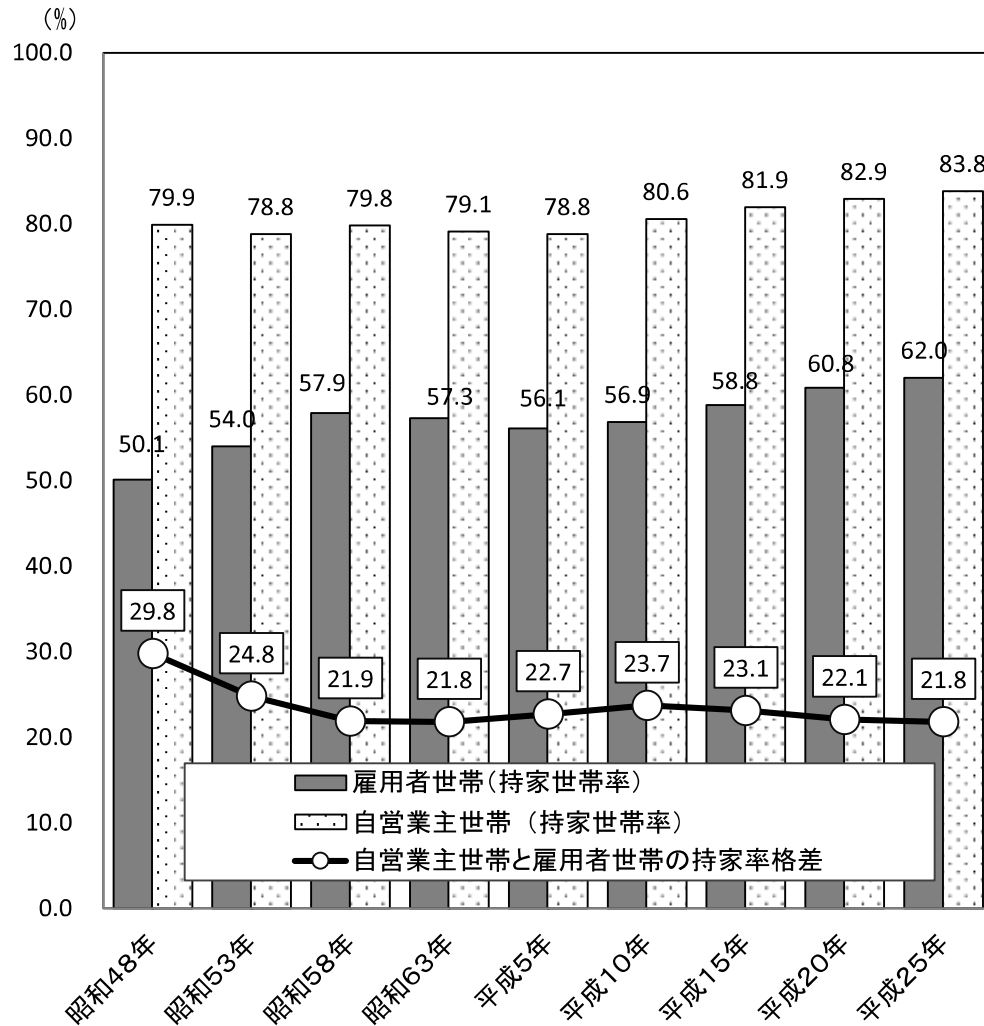
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「就労条件総合調査」

### 3-1. 勤労者の持家をめぐる状況について

○雇用者世帯の持家率については、自営業主世帯との格差が依然として存在している。

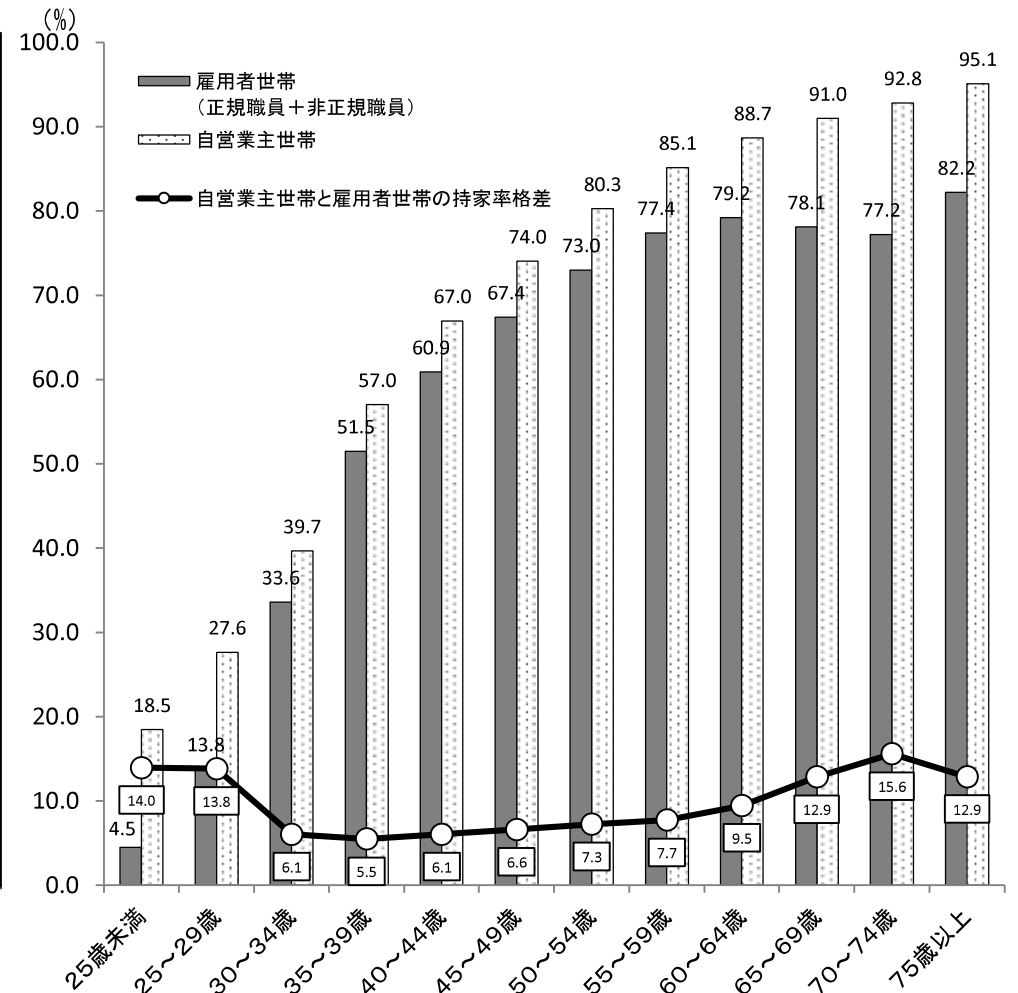
○年齢別に比較しても、雇用者世帯と自営業主世帯の持家率には格差が存在している。

○雇用者世帯及び自営業主世帯の持家率及び持家率格差の推移



資料:総務省統計局「住宅・土地統計調査」

○雇用者世帯及び自営業主世帯の持家率及び持家率格差 (年齢別)

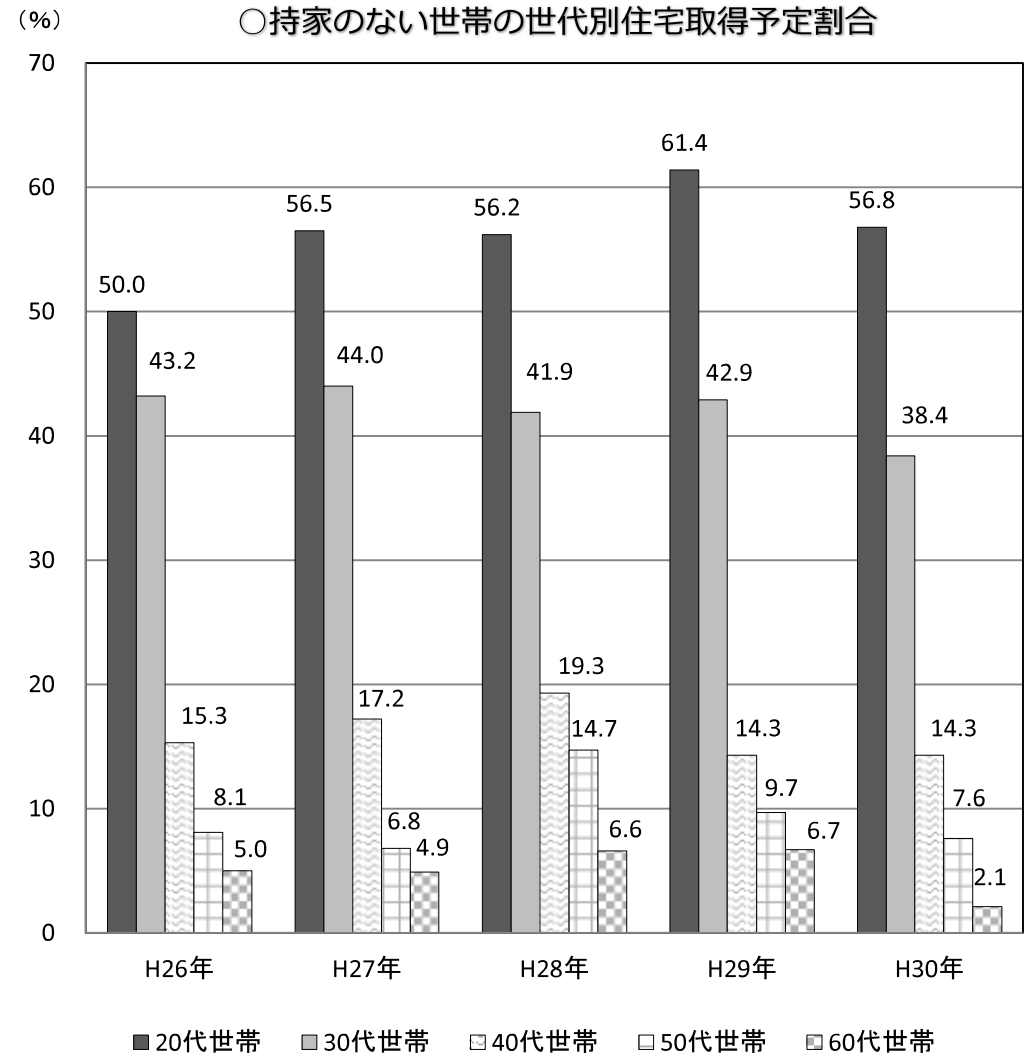
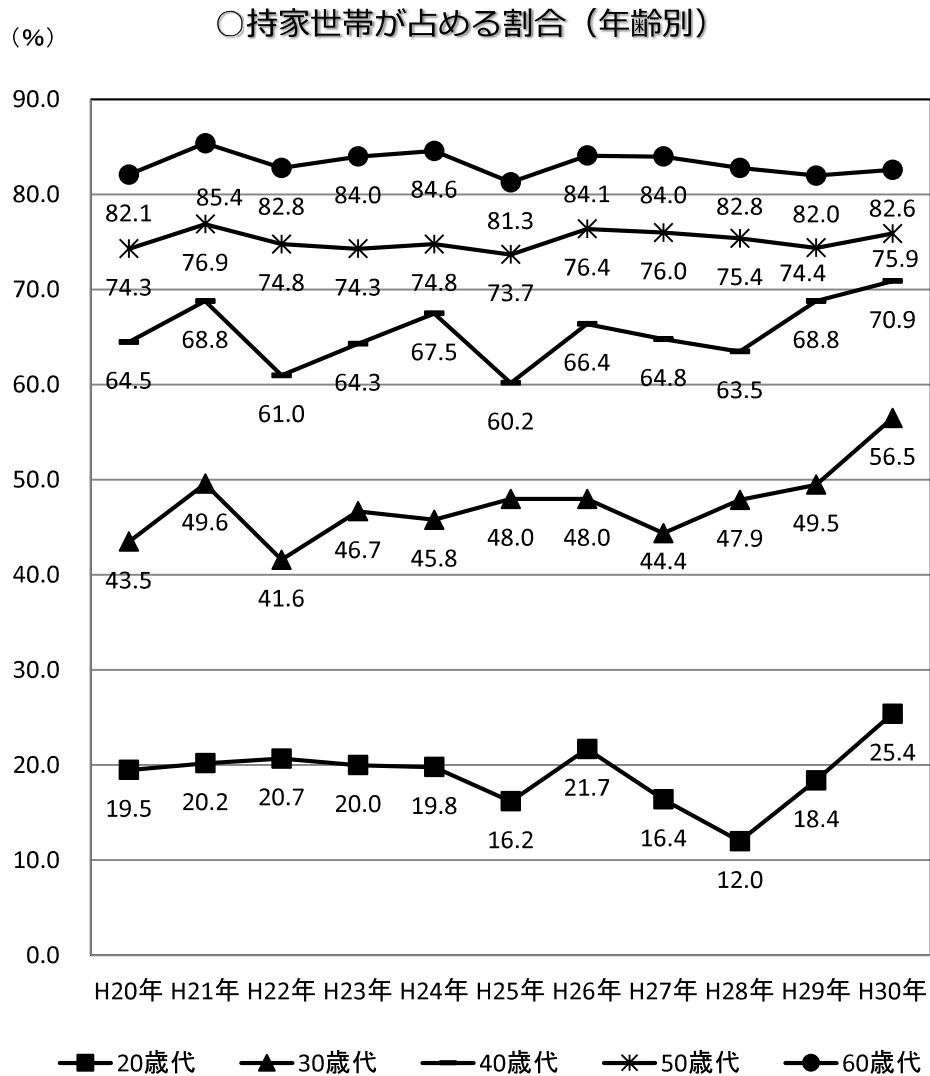


資料:総務省統計局「H25年住宅・土地統計調査」

### 3-1. 勤労者の持家をめぐる状況について

○20歳代、30歳代の持家世帯割合の増加が顕著である。

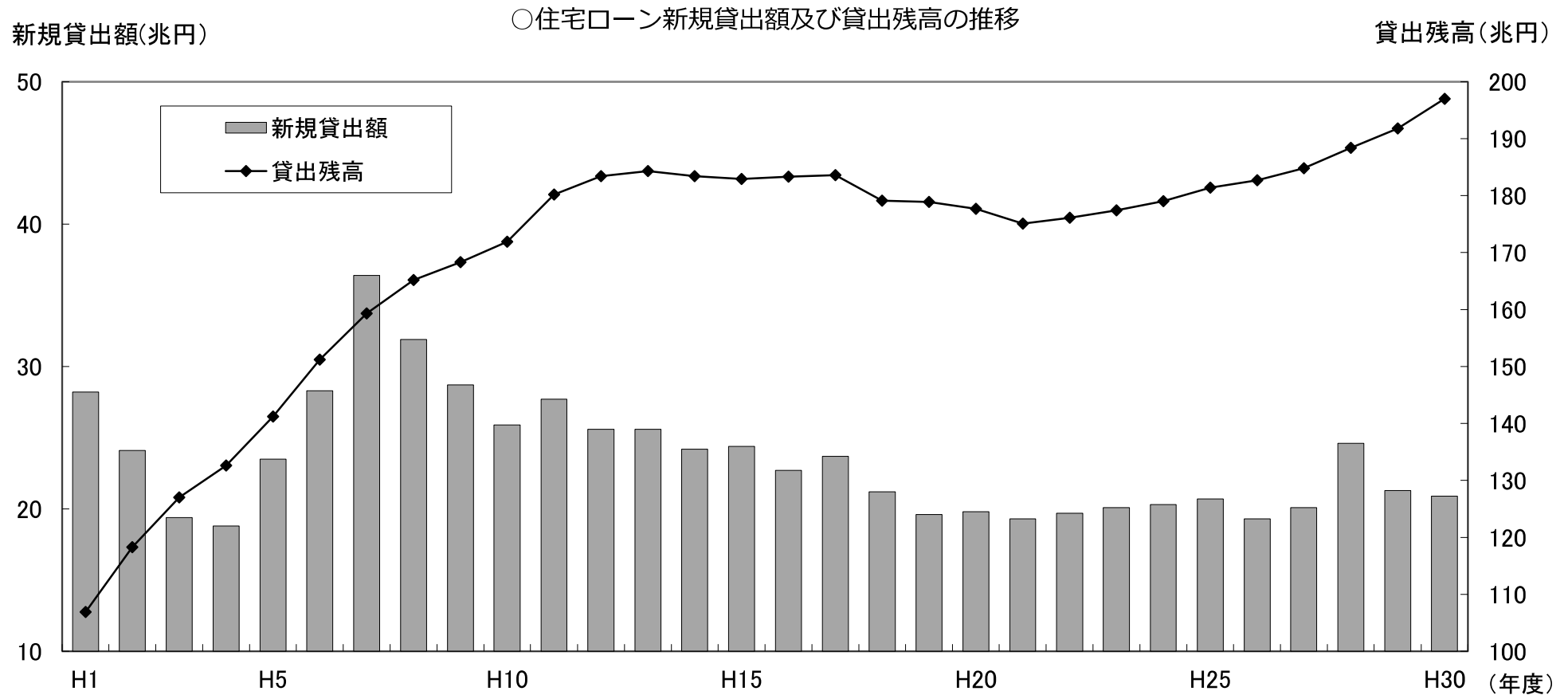
○20歳代の約7割、30歳代の約4割が持家でないが、そのうち20歳代の約6割、30歳代の約4割が今後10年以内の持家取得を予定している。



資料：金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」

### 3-1. 勤労者の持家をめぐる状況について

○住宅ローンの新規貸出額は、平成7年度をピークに漸減傾向となっていたところ、近年は20兆円前後で推移している。



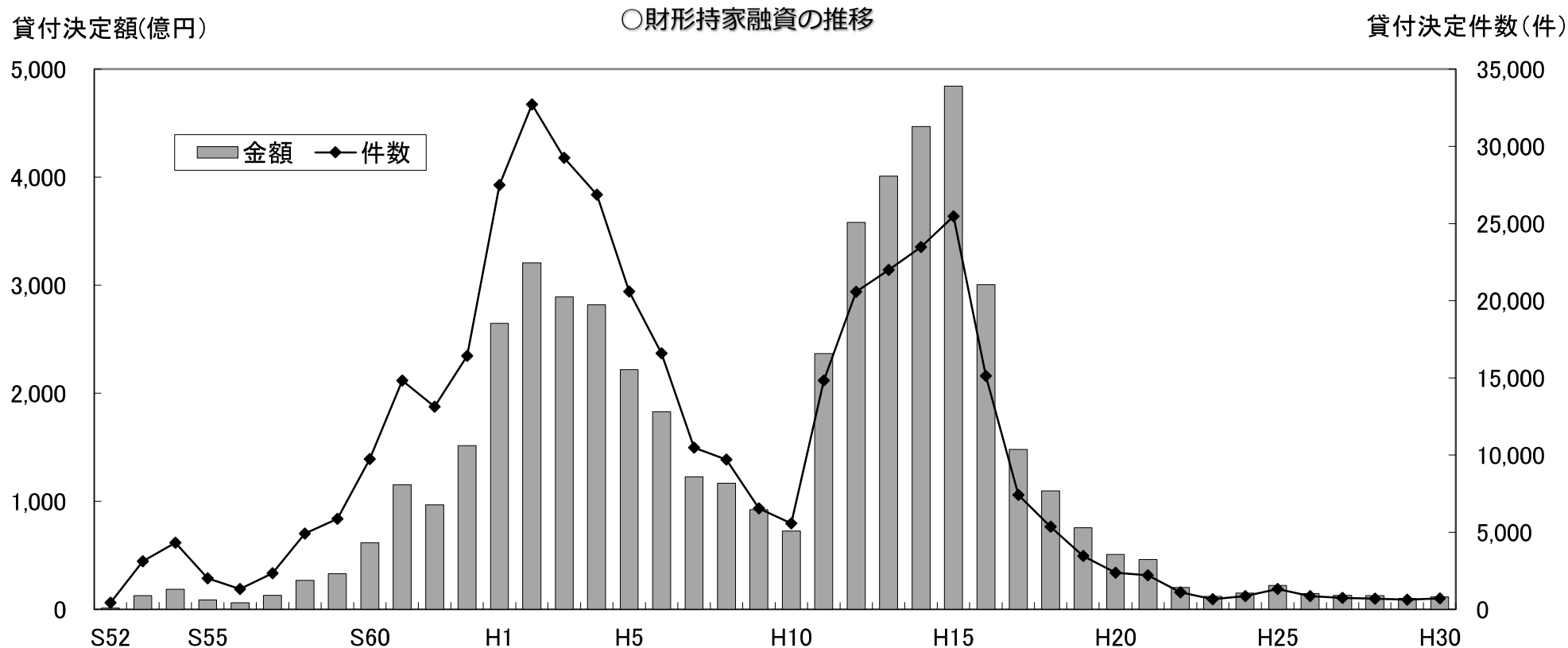
【過去5年度分の推移】

年 度	新規貸出額（兆円）	貸出残高（兆円）
平成 26 年度	19.3	182.7
平成 27 年度	20.1	184.8
平成 28 年度	24.6	188.4
平成 29 年度	21.3	191.8
平成 30 年度	20.9	197.0

資料：(独)住宅金融支援機構「業態別住宅ローンの新規貸出額及び貸出残高の推移」

## 3-2. 財形持家融資制度をめぐる状況について

○平成30年度の財形持家融資の実績は、貸付決定件数が720件、貸付決定額は117億円となり、貸付決定件数、貸付決定金額ともに5年ぶりに増加に転じた。



【過去5年度分の実績】

(単位：件、百万円)

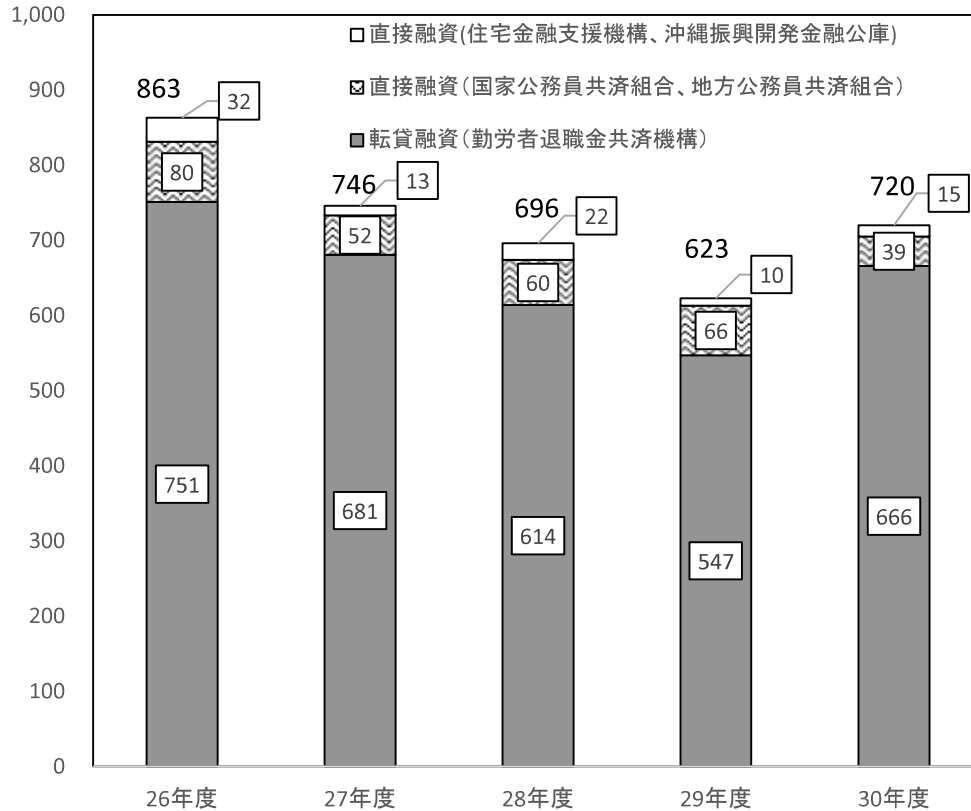
年 度	貸付決定件数	貸付決定額	融資残高
平成 26 年度	863	14,575	993,380
平成 27 年度	746	12,892	887,297
平成 28 年度	696	12,847	786,225
平成 29 年度	623	10,231	702,548
平成 30 年度	720	11,749	629,053

資料：厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課調べ

## 3-2. 財形持家融資制度をめぐる状況について

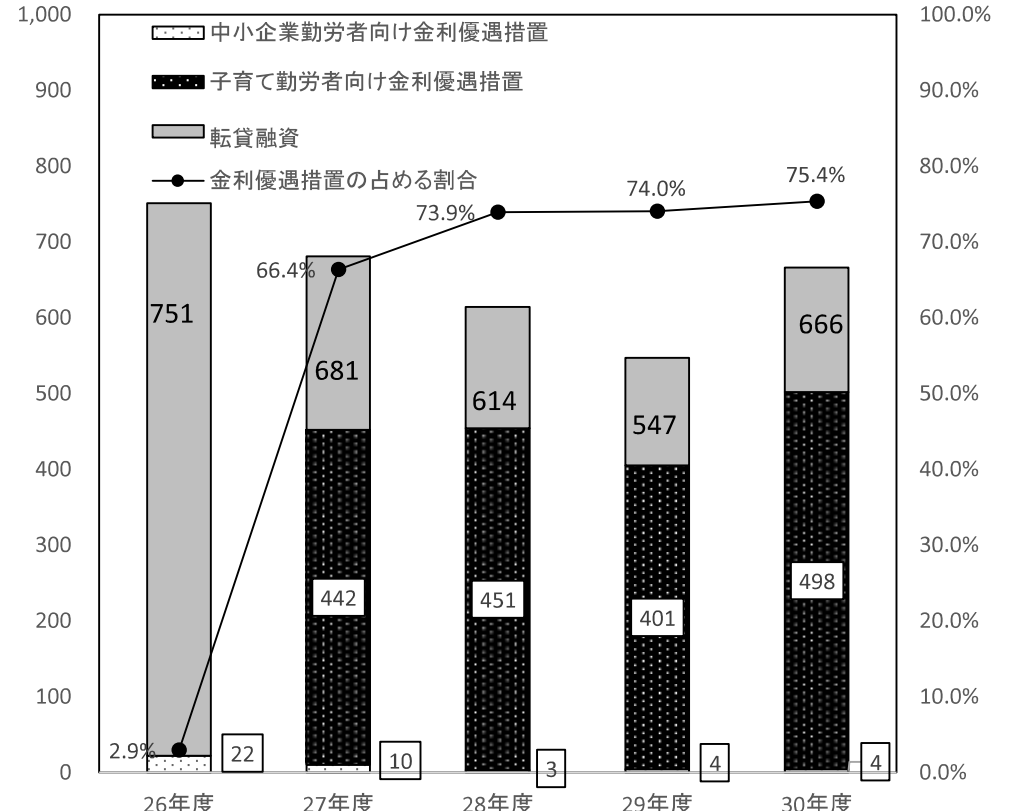
○近年の財形持家融資の実績は、減少傾向で推移していたところ、平成30年度は3年前の水準まで増加。転貸融資に占める子育て勤労者・中小企業勤労者向け金利優遇措置を利用する割合は、4分の3を超えている。

○財形持家融資の内訳（貸付決定件数）



【過去5年度分の実績】

○転貸融資の内訳（貸付決定件数）



(単位：件)

年度	貸付決定件数	うち転貸融資 (勤労者退職金共済機構)		
		うち中小企業勤労者向け金利優遇措置	うち子育て勤労者向け金利優遇措置	転貸融資
平成 26 年度	863	22	0	751
平成 27 年度	746	10	442	681
平成 28 年度	696	3	451	614
平成 29 年度	623	4	401	547
平成 30 年度	720	4	498	666

資料：厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課調べ



## 4. (独) 勤労者退職金共済機構の取組み

### (独) 勤労者退職金共済機構 第4期中期目標【平成30年度～令和4年度】(抜粋)

(1) 融資業務の着実な実施

適正な貸付金利の設定となるよう、融資資金の調達及び貸付方法について検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得ながら金融機関との調整を実施すること

(2) 利用促進対策の効果的实施

政府方針を踏まえ、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、財形制度全体の周知など、利用促進対策に取り組むこと

(3) 退職金共済事業との連携

中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用すること

等



### (独) 勤労者退職金共済機構の中期目標達成に向けた主な取組み【令和元年度】

- 適正な貸付金利の設定となるよう、調達方法の見直しの必要性を検証へ
- 子育て勤労者・中小企業勤労者への金利優遇措置の延長等を検討
- 普及広報活動の実施
  - ・ (全体) 財形貯蓄制度及び転貸融資制度について広報の実施、効果検証等
    - ポスター掲出、ちらし配布、動画配信、SNSを活用した広告掲載等
  - ・ (会 社に向けて) 専門家を通じた中小企業事業主への周知(令和元年10月「FPフェア」へ出展予定)
  - ・ (勤労者に向けて) 住宅ローン利用検討者向けのセミナーの開催(令和元年10月開催予定)
  - ・ 若年勤労者・経営者に、非正規雇用労働者を加え、広報展開予定
  - ・ 労働局主催セミナーで説明 等

## 4. (独) 勤労者退職金共済機構の取組み

第4期中期目標 (平成30年度から34年度) の指標	30年度の実績
1 融資業務の着実な実施	
● 財形取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とする。	平均3.99日 (5営業日以内91.9%)
2 利用促進対策の効果的实施	
● 財形持家融資等に関する相談受付件数を、 <u>毎年度700件以上</u> とする。	752件
● 中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、(5年間で) <u>合計2,080件以上</u> とする。	666件
● ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、 <u>毎年度31万件以上</u> とする。	約65万件
● ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度(わかりやすさ等の割合)を <u>毎年度80%以上</u> とする。	73.3%
3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携	
● 中退共事業の未加入事業主に対する説明会等において、 <u>毎年度15回以上</u> 、財形持家融資制度の利用促進を図る。	15回開催、参加事業所600社 (北海道,宮城,東京,愛知,大阪,広島,福岡等)

# (参考) 平成30年度 (独) 勤労者退職金共済機構実施の広報業務の検証結果

## 1 広報業務の実施内容

- 動画の配信（機構HP、映画館、地下鉄車内モニター、YouTube、LINE等での配信）
- ポスターの掲示（全国の主要な駅に掲示、関係機関への配布）
- チラシの配布（住宅展示場での配布、コンビニエンスストアへの設置）
- バナー広告配信

## 2 周知・広報業務の効果検証

(1) 平成30年度広報業務実施後の財形貯蓄制度、財形持家融資制度の認知率は向上。

- 財形貯蓄制度 31.6%（実施前）→42.6%（実施後）
- （※）財形持家融資制度 9.3%（実施前）→15.8%（実施後）

### 【傾向】

- 性別、年代別の財形貯蓄制度の認知率は、男性の方がやや高い。  
（男性：45.7%/女性：38.7%）
- 年代が上がるにつれ認知度が上がる。  
（20代：30.3%、30代：38.2%、40代：47.5%、50代：57.0%）
- 財形貯蓄制度を認知していると回答した者（42.6%）のうち、制度を利用している又は利用したことがある者は45.4%

### (2) 広告物への接触率

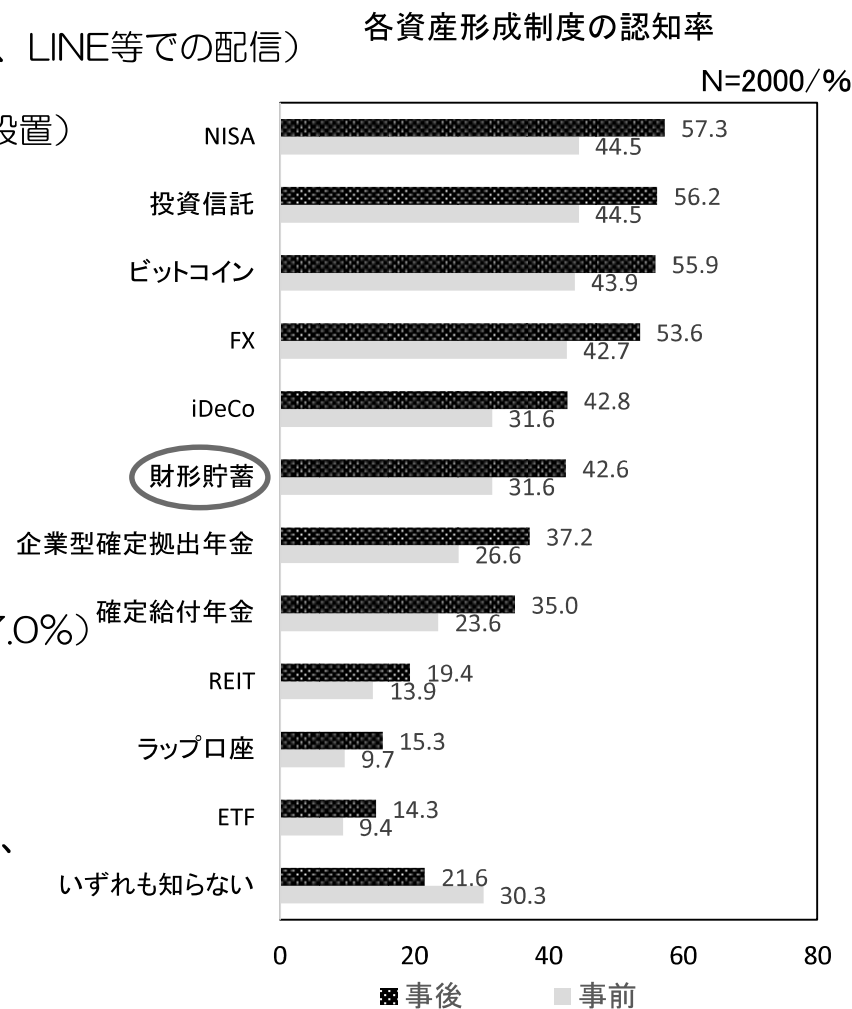
平成30年度広報業務で実施した「動画」、「ポスター・チラシ」、「バナー広告」等の広告物への接触率はそれぞれ約10~15%程度。1つ以上の広告接触者22.6%。

## 3 今後の課題

今後の周知・広報業務の課題としては、制度の利用促進のために更なる認知度向上が不可欠であり、

- 特に若年層への更なる周知・広報を行うこと
- 財形持家転貸融資の前提条件となる財形貯蓄利用者の認知を高めること
- 利用者にとどのようなメリットがあるかをしっかり提示すること
- 限られた予算の範囲内で効果的な広報を行うこと（メディアへの露出を増やすなど）

等に留意し、実施する必要がある。



## 5. 「企業における退職金等の状況や財形貯蓄の活用状況に関する実態調査（企業調査）」及び「勤労者の財産形成に関する調査（従業員調査）」の概要について（速報）

### ■調査の趣旨・目的

資産形成手段が多様化する中で財形貯蓄制度の利用状況やどのようなニーズがあるのか等を把握することを目的として、（独）労働政策研究・研修機構（JILPT）に調査を要請。

### ■調査対象

平成28年経済センサス・活動調査の企業分布に従い、民間信用調査機関所有の企業情報データベースから産業・規模別に層化無作為抽出した従業員規模10人以上の企業10,000社。

および、その企業で働く従業員約40,000人（企業規模に応じて29人以下の企業には3枚、30～299人の企業には5枚、300人以上の企業には12枚の従業員票を配布）

### ■調査期間

令和元年5月17日～6月14日（調査時点は4月30日現在）

### ■調査方法

郵送による調査票の配布・回収

### ■有効回収数

企業調査：1,898社（有効回答率19.0%）

従業員調査：3,910人（有効回答率9.9%）

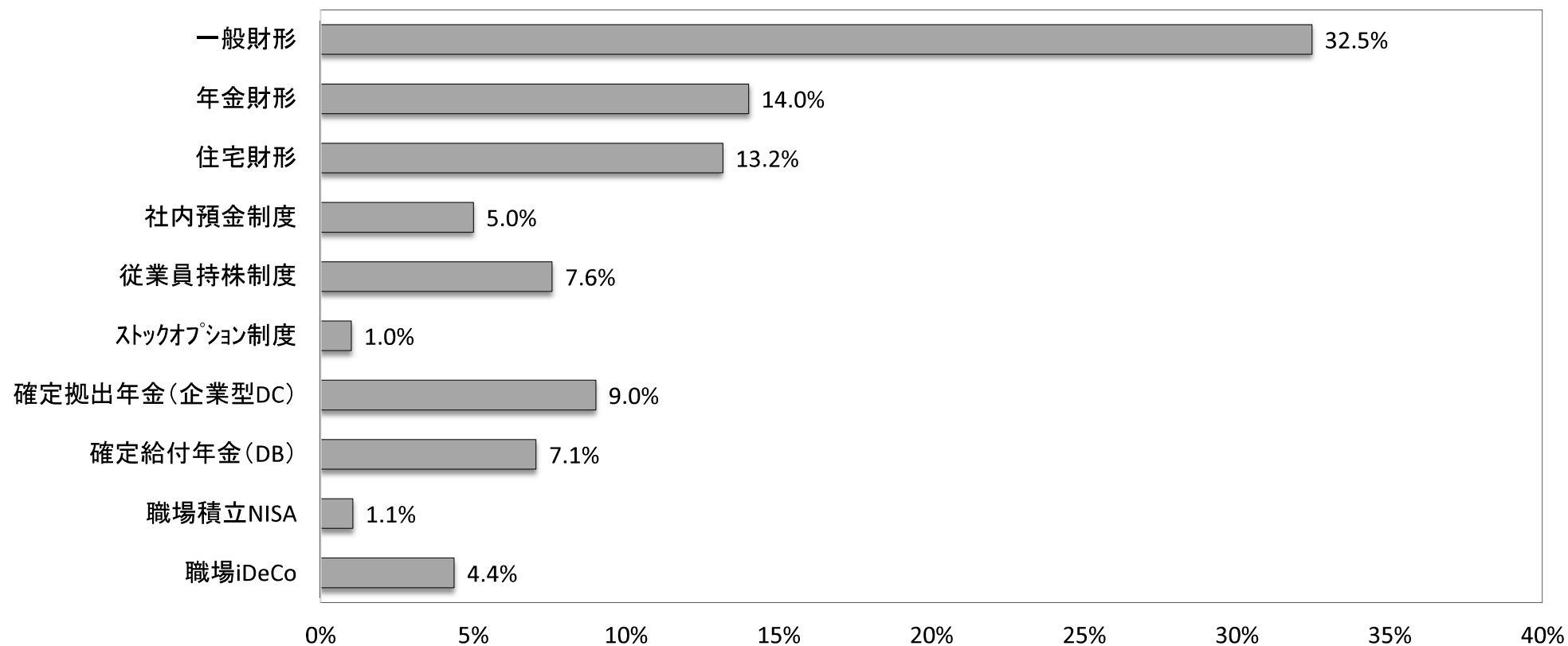
# 1 企業調査

## (1) 従業員の資産形成に関する施策の導入状況

従業員の資産形成に関する施策の導入状況については、「一般財形」(32.5%)が最も多く、「年金財形」(14.0%)、「住宅財形」(13.2%)と続く。

図表1 資産形成制度の導入状況 従業員全体(複数回答)

N=1898



資料：(独)労働政策研究・研修機構(JILPT)が実施したアンケート調査より厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課作成

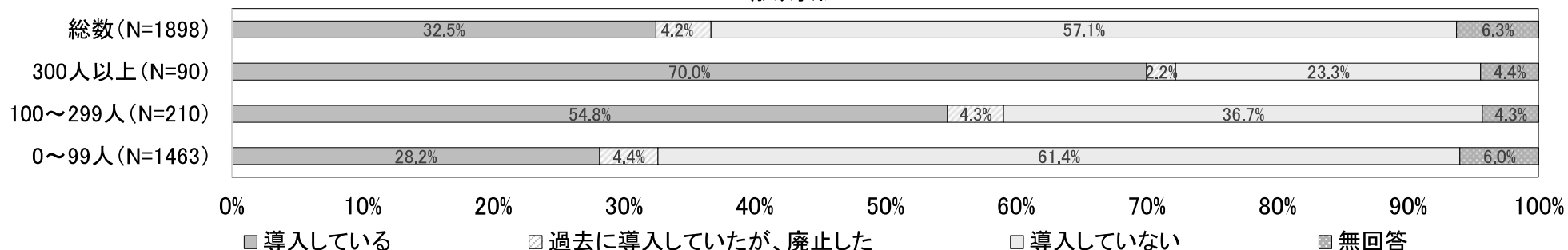
## (2) 財形貯蓄制度の導入状況

### ① 企業規模別

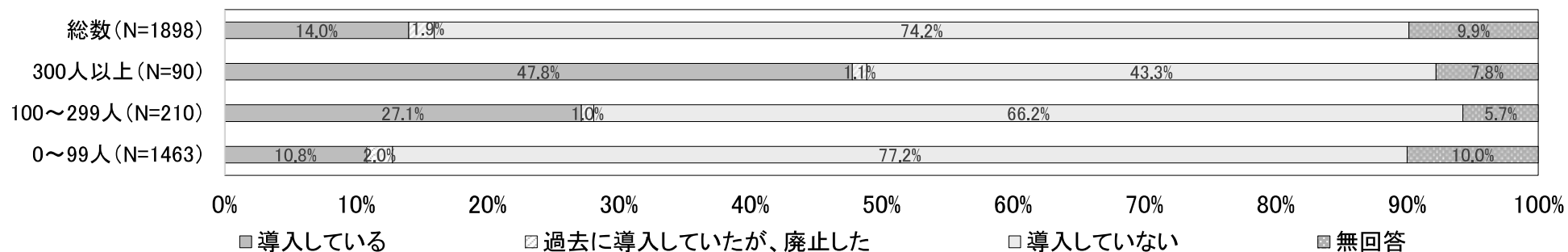
企業規模別に財形貯蓄制度の導入状況を見ると、従業員数が多いほど導入率が高い傾向が見られる。

図表2 財形貯蓄制度の導入状況(企業規模別)

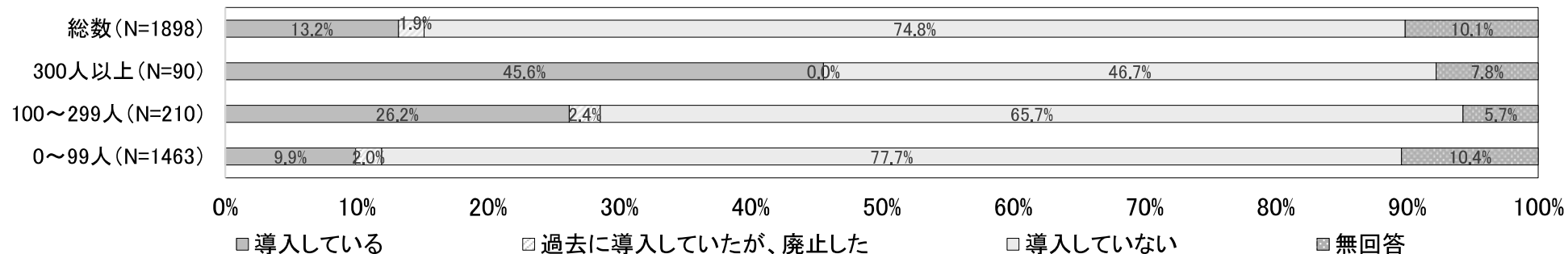
#### 一般財形



#### 年金財形



#### 住宅財形



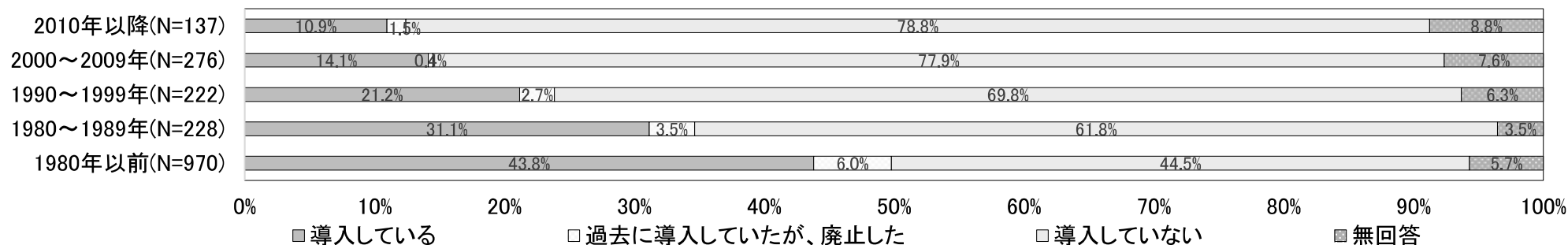
資料：(独)労働政策研究・研修機構(JILPT)が実施したアンケート調査より厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課作成

## (2) 財形貯蓄制度の導入状況

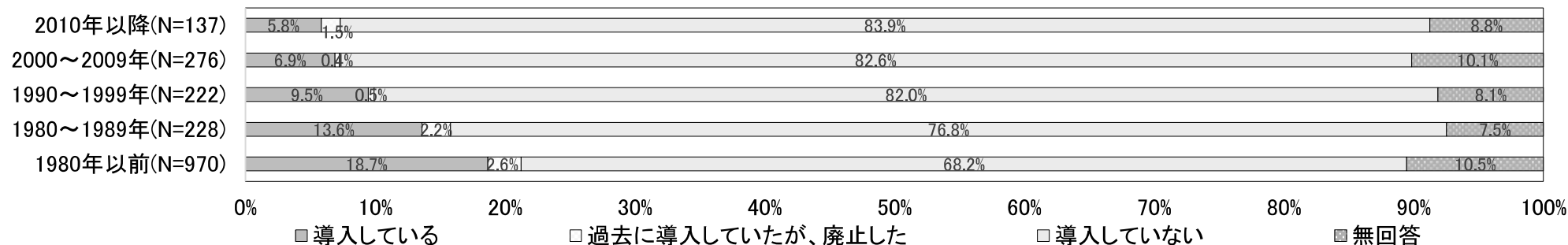
### ② 創業年別

創業年別に財形貯蓄制度の導入状況を見ると、創業年が古いほど導入率が高い傾向が見られる。

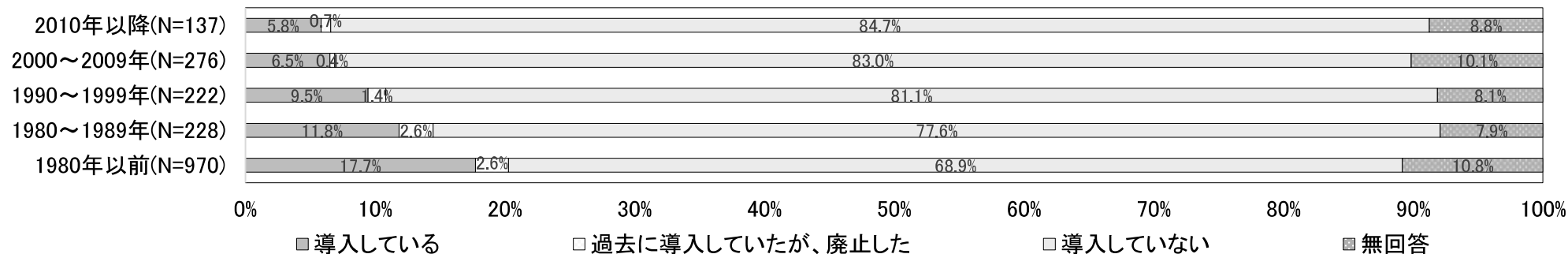
図表3 財形貯蓄制度の導入状況(創業年別)  
一般財形



### 年金財形



### 住宅財形

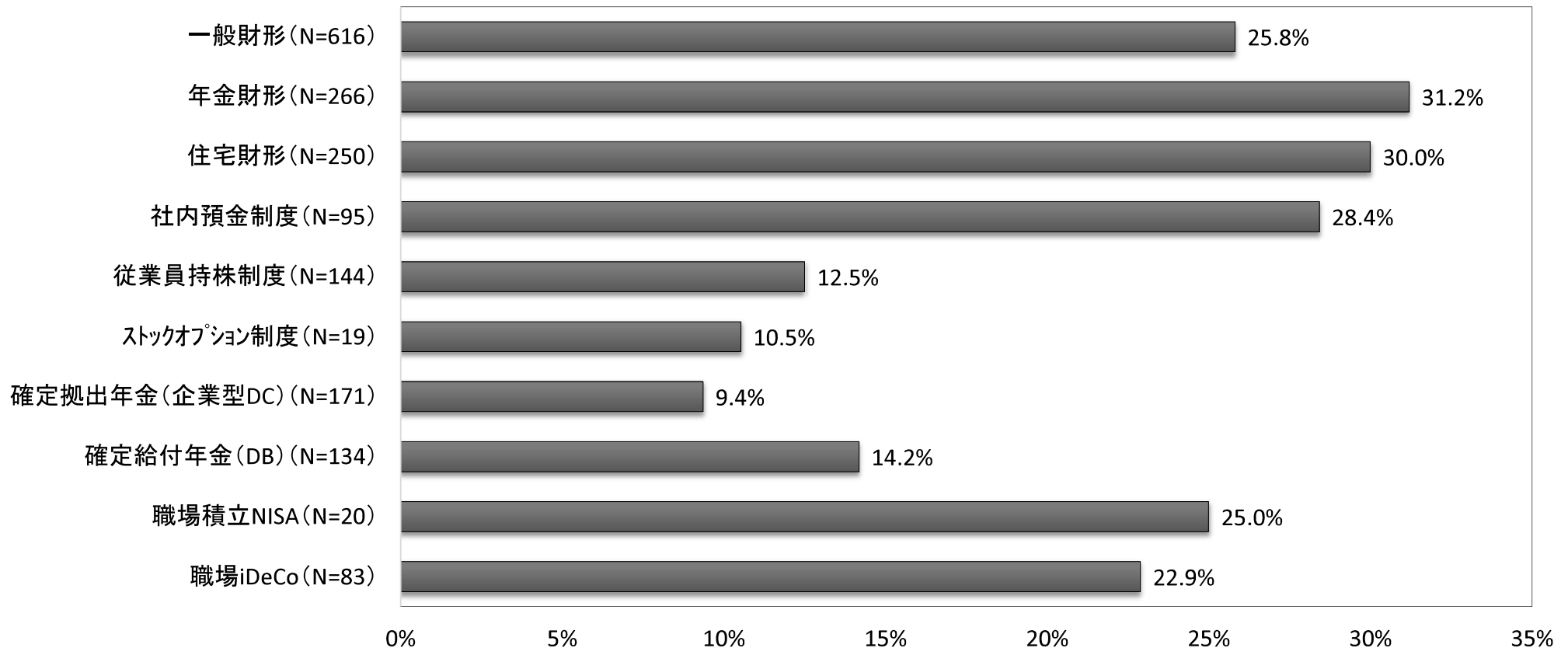


資料：(独)労働政策研究・研修機構(JILPT)が実施したアンケート調査より厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課作成

### (3) 資産形成制度を導入している企業における有期契約の非正規雇用従業員への適用状況

各資産形成制度を導入していると回答した企業に対する有期契約の非正規雇用従業員への適用状況をみると、全員に適用している割合は、「年金財形」(31.2%)が最も高く、「住宅財形」(30.0%)、「社内預金制度」(28.4%)、「一般財形」(25.8%)と続く。

図表4 資産形成制度を導入している企業における有期契約の非正規雇用従業員への適用状況(複数回答)



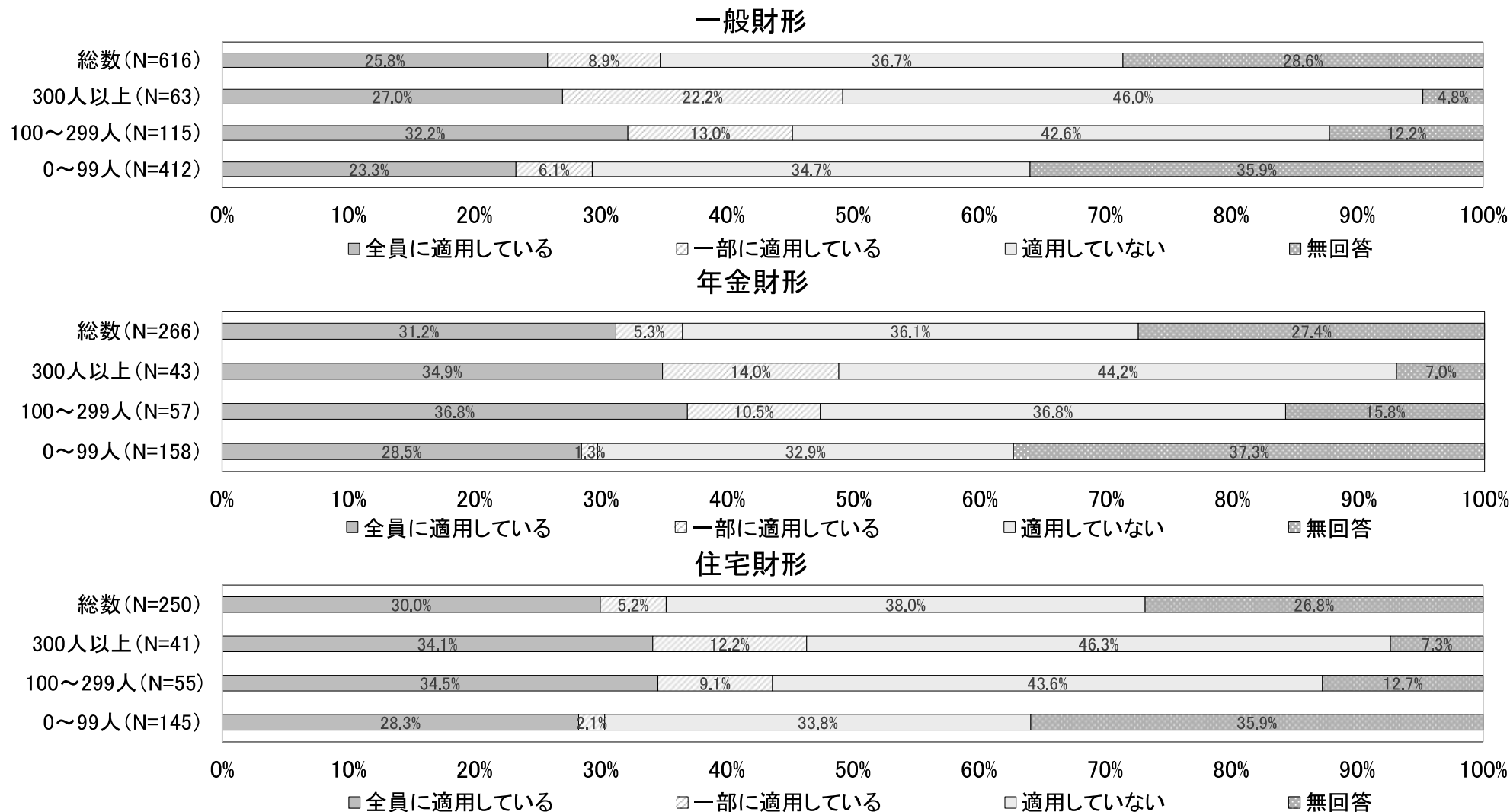
資料：(独)労働政策研究・研修機構(JILPT)が実施したアンケート調査より厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課作成  
備考：図表に記載されているNについては、各資産形成制度を導入していると回答した企業数を指す。



## (4) 財形貯蓄制度の有期契約の非正規雇用従業員に対する適用状況 企業規模別

企業規模別に財形貯蓄制度の有期契約の非正規雇用従業員への適用状況を見ると、いずれも、従業員数が多いほど「全員に適用している」及び「一部に適用している」の合計の割合が高くなる。

図表5 財形貯蓄制度の有期契約の非正規雇用従業員への適用状況



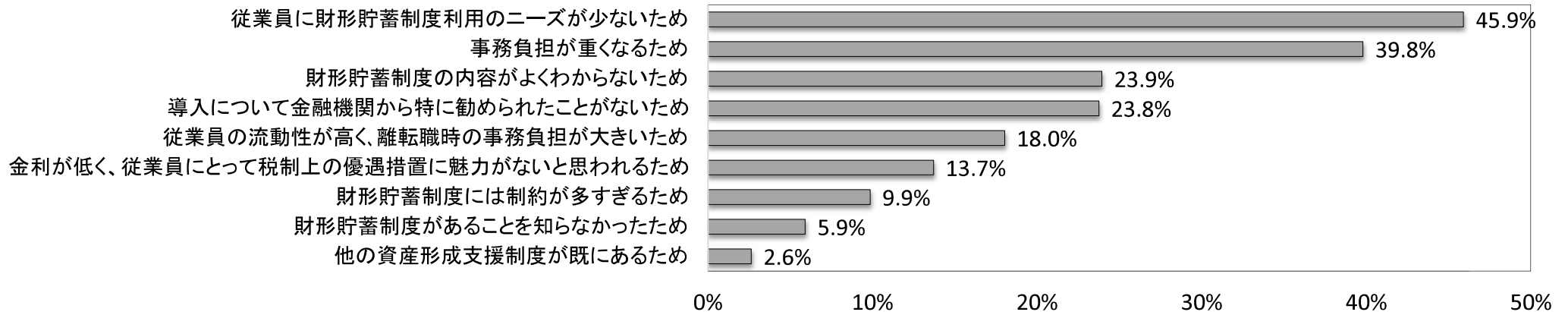
資料：(独)労働政策研究・研修機構(JILPT)が実施したアンケート調査より厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課作成

## (5) 財形貯蓄制度を導入していない理由

財形貯蓄制度をいずれも導入していないと回答した企業に対し、財形貯蓄制度を導入していない理由を尋ねたところ、「従業員に財形貯蓄制度利用のニーズが少ないため」(45.9%)が最も多く、「事務負担が重くなるため」(39.8%)、「財形貯蓄制度の内容がよくわからないため」(23.9%)との回答が続く。

図表6 財形貯蓄制度を導入していない理由(複数回答)

N=1065



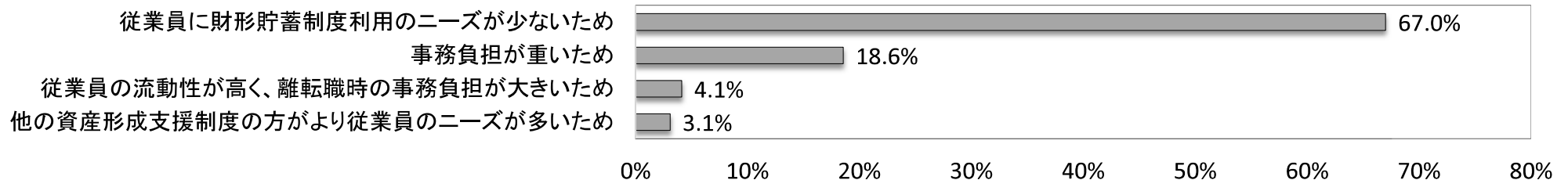
資料：(独)労働政策研究・研修機構(JILPT)が実施したアンケート調査より厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課作成

## (6) 財形貯蓄制度の導入を廃止した理由

いずれかの財形貯蓄制度において「過去に導入していたが、廃止した」と回答した企業に対し、現在は廃止している理由を尋ねたところ、「従業員に財形貯蓄制度の利用のニーズが少ないため」(67.0%)が最も多く、「事務負担が重いため」(18.6%)との回答が続く。

図表7 財形貯蓄制度の導入を廃止した理由(複数回答)

N=97



資料：(独)労働政策研究・研修機構(JILPT)が実施したアンケート調査より厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課作成

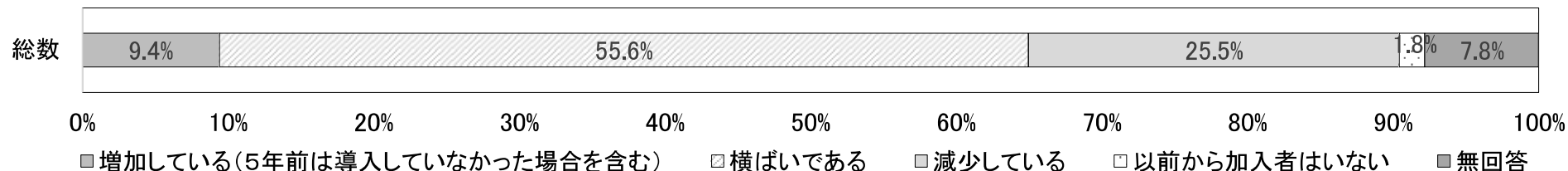
## (7) 従業員の財形貯蓄制度加入件数

### ① 従業員の財形貯蓄制度加入件数の変化(5年前との比較)

いずれかの財形貯蓄制度を導入していると回答した企業に対して、財形貯蓄制度の加入件数を5年前と比較した場合、「横ばいである」(55.6%)と回答した企業が多い。

図表8 従業員の財形貯蓄制度加入件数の変化(5年前との比較)

N=628



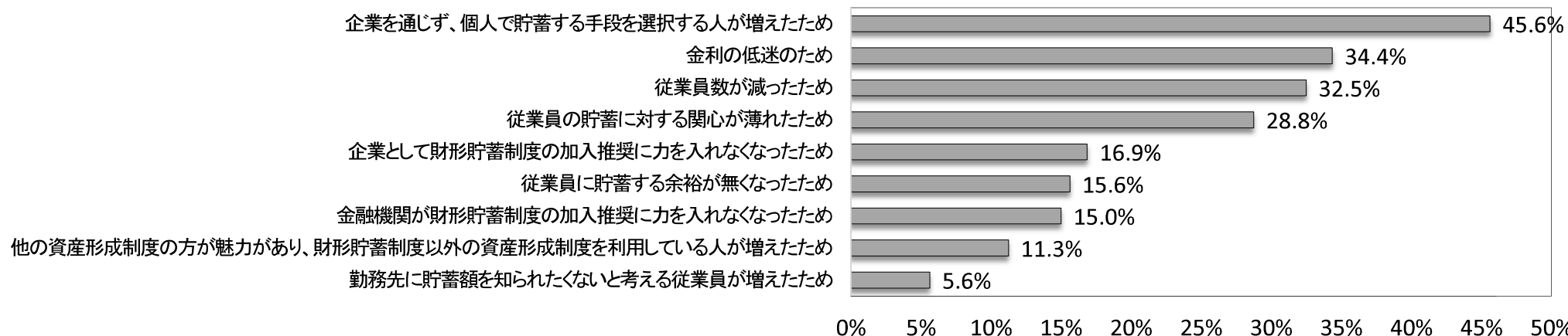
資料：(独)労働政策研究・研修機構(JILPT)が実施したアンケート調査より厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課作成

### ② 加入件数が減少している理由

加入件数が減少していると回答した企業に対し、財形貯蓄制度の加入件数が減少している理由を尋ねたところ、「企業を通じず、個人で貯蓄する手段を選択する人が増えたため」(45.6%)が最も多く、「金利の低迷のため」(34.4%)、「従業員数が減ったため」(32.5%)との回答が続く。

図表9 加入件数が減少している理由(複数回答)

N=160



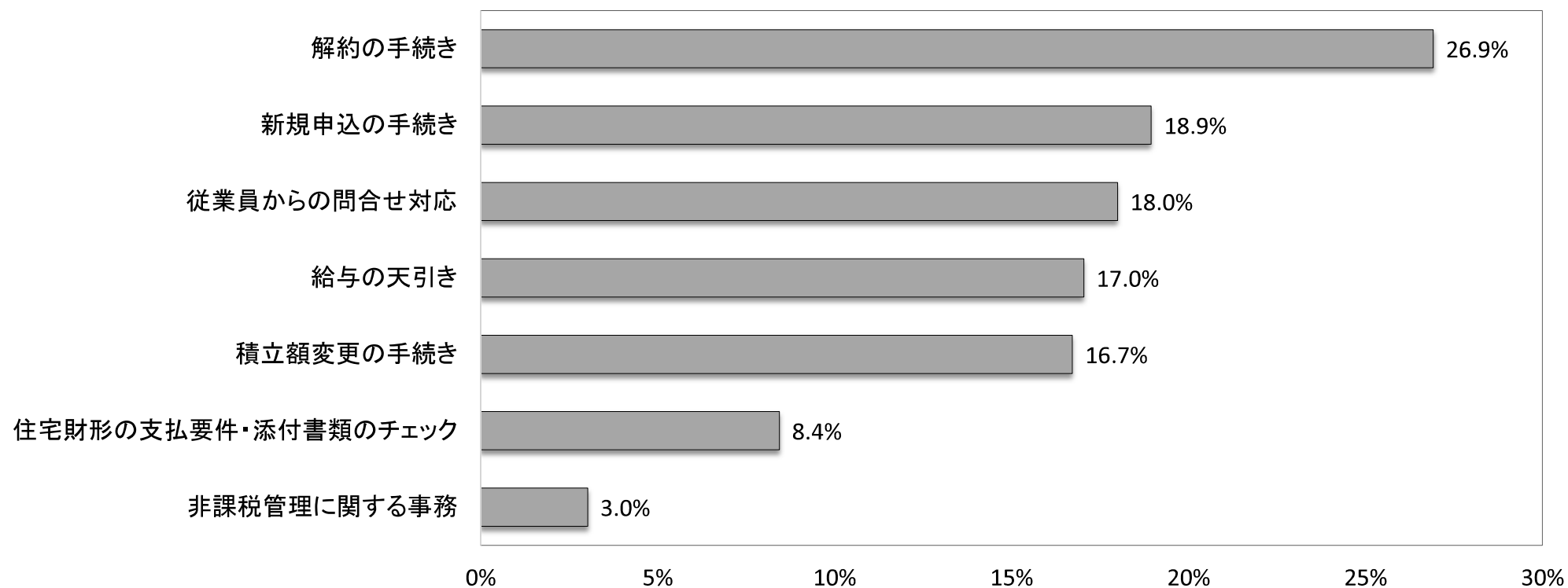
資料：(独)労働政策研究・研修機構(JILPT)が実施したアンケート調査より厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課作成

## (8) 財形貯蓄制度の事務をするにあたり大変なこと

いずれかの財形貯蓄制度を導入していると回答した企業に対して、財形貯蓄制度の事務で大変なことを尋ねたところ、「解約の手続き」(26.9%)との回答が最も多く、「新規申込の手続き」(18.9%)、「従業員からの問合せ対応」(18.0%)との回答が続く。

図表10 財形貯蓄制度の事務をするにあたり大変なこと(複数回答)

N=628

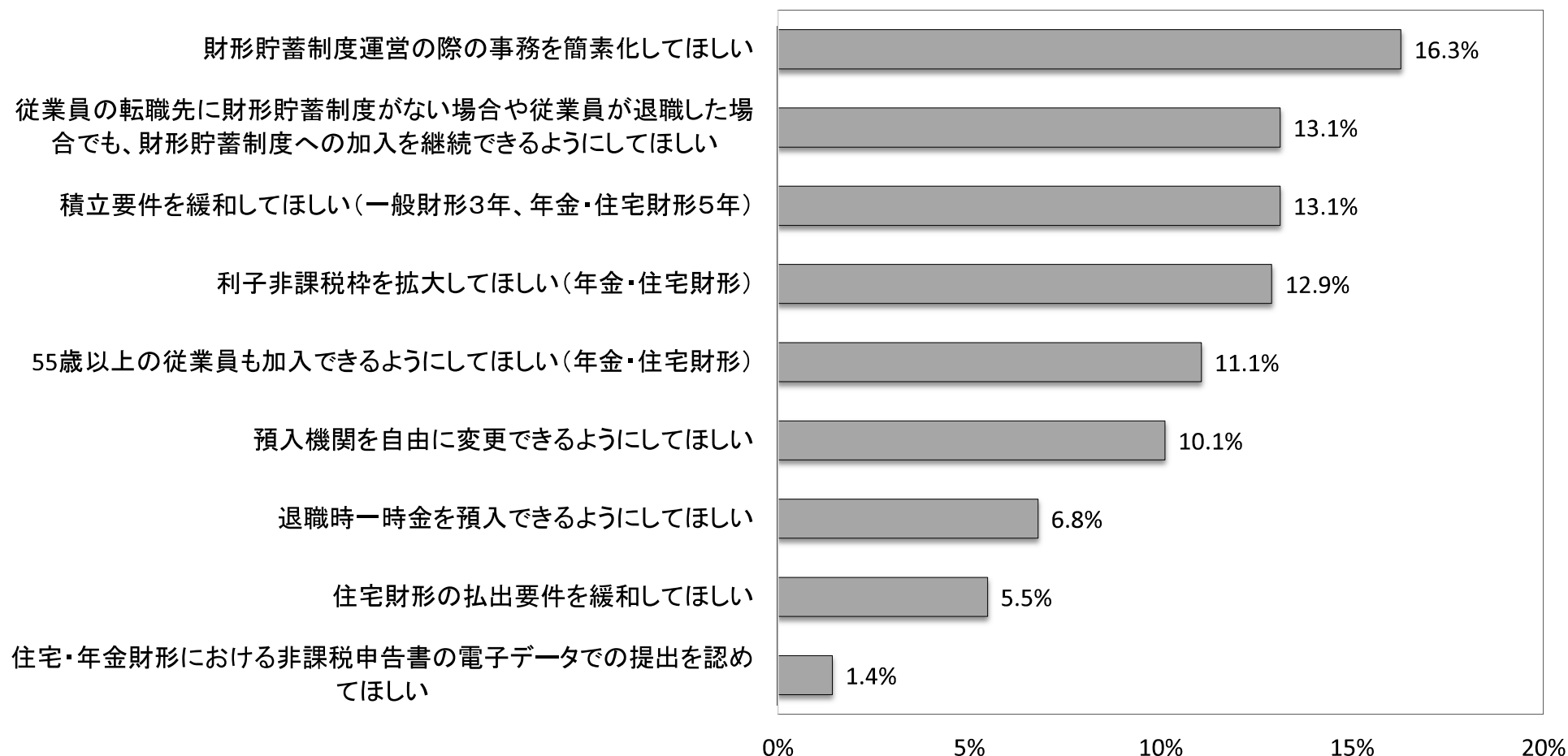


## (9) 財形貯蓄制度についての要望

財形貯蓄制度への要望としては、「財形貯蓄制度運営の事務の簡素化」(16.3%)が最も多く、「転職後・退職後の加入継続」(13.1%)、「積立要件の緩和」(13.1%)との回答が続く。

図表11 財形貯蓄制度についての要望(複数回答)

N=1898



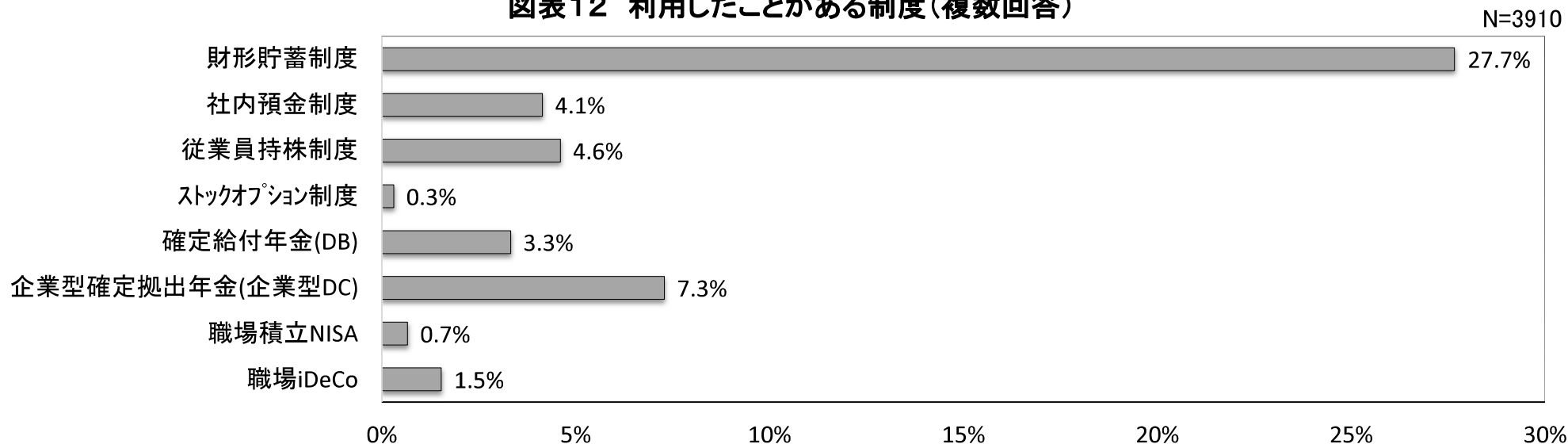
資料：(独)労働政策研究・研修機構(JILPT)が実施したアンケート調査より厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課作成

## 2 従業員調査

### (1) 利用したことがある資産形成制度

利用したことがある資産形成制度としては、「財形貯蓄制度」(27.7%)との回答が最も多い。

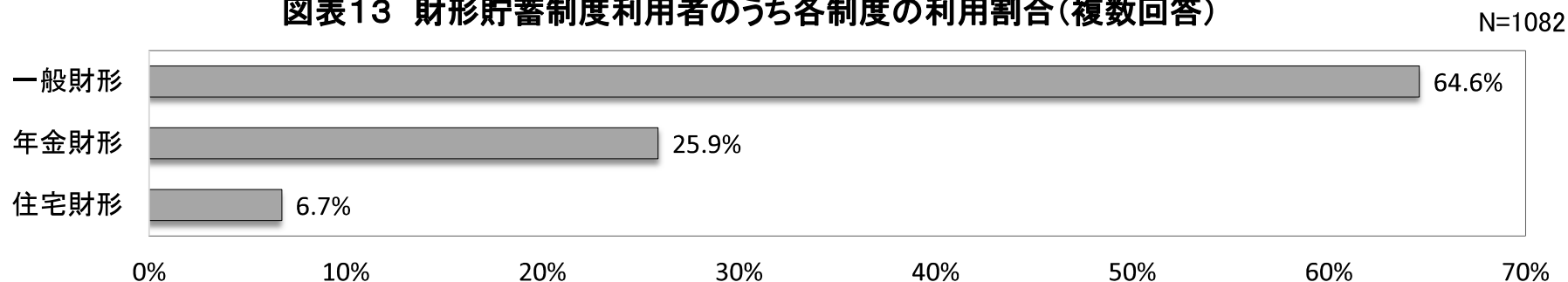
図表12 利用したことがある制度(複数回答)



資料: (独)労働政策研究・研修機構(JILPT)が実施したアンケート調査より厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課作成

財形貯蓄制度を利用したことがあると回答した勤労者のうち、現在利用している財形貯蓄制度は、「一般財形」(64.6%)との回答が最も多い。

図表13 財形貯蓄制度利用者のうち各制度の利用割合(複数回答)

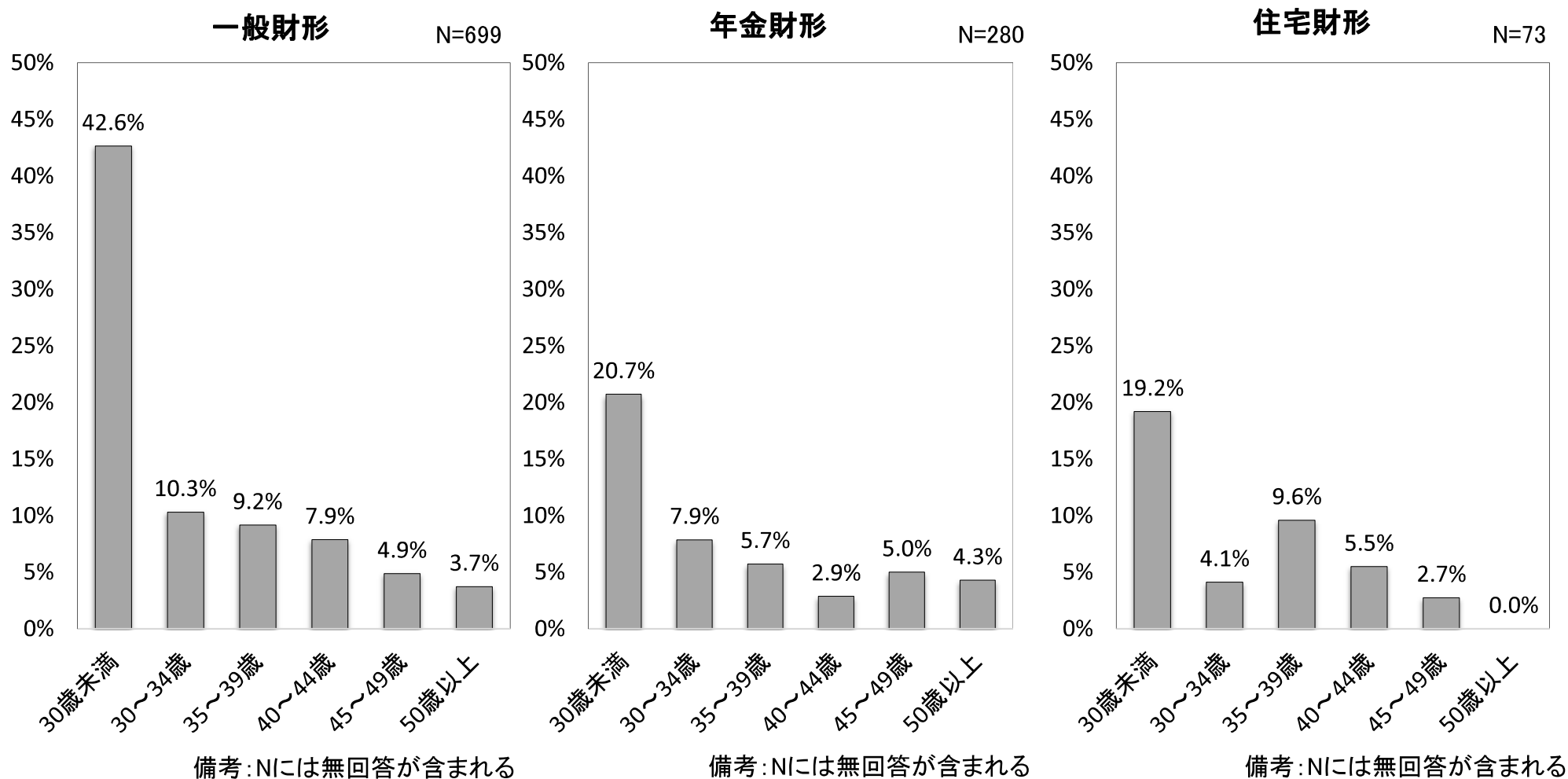


資料: (独)労働政策研究・研修機構(JILPT)が実施したアンケート調査より厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課作成

## (2) 一般財形、年金財形、住宅財形の積み立てをはじめた年齢

財形貯蓄制度の積立をはじめた年齢としては、30歳未満との回答が多い。

図表14 財形貯蓄制度の積み立てをはじめた年齢

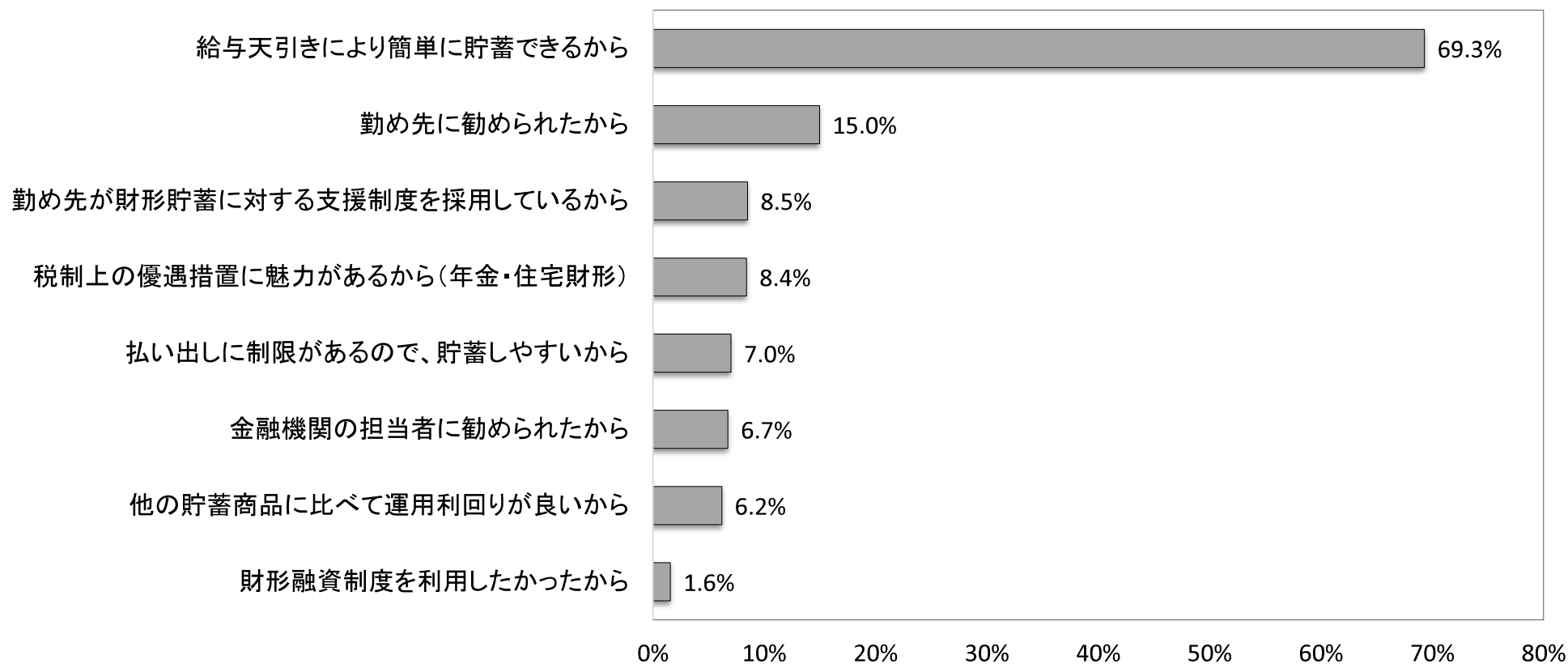


### (3) 財形貯蓄制度を利用している（利用していた）理由

いずれかの財形貯蓄制度を利用したことがある勤労者に対して、財形貯蓄制度を利用している（利用していた）理由を尋ねたところ、「給与天引きにより簡単に貯蓄できるから」（69.3%）との回答が最も多く、「勤め先に勧められたから」（15.0%）との回答が続く。

図表15 財形貯蓄制度を利用している理由（複数回答）

N=1082



資料：（独）労働政策研究・研修機構（JILPT）が実施したアンケート調査より厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課作成

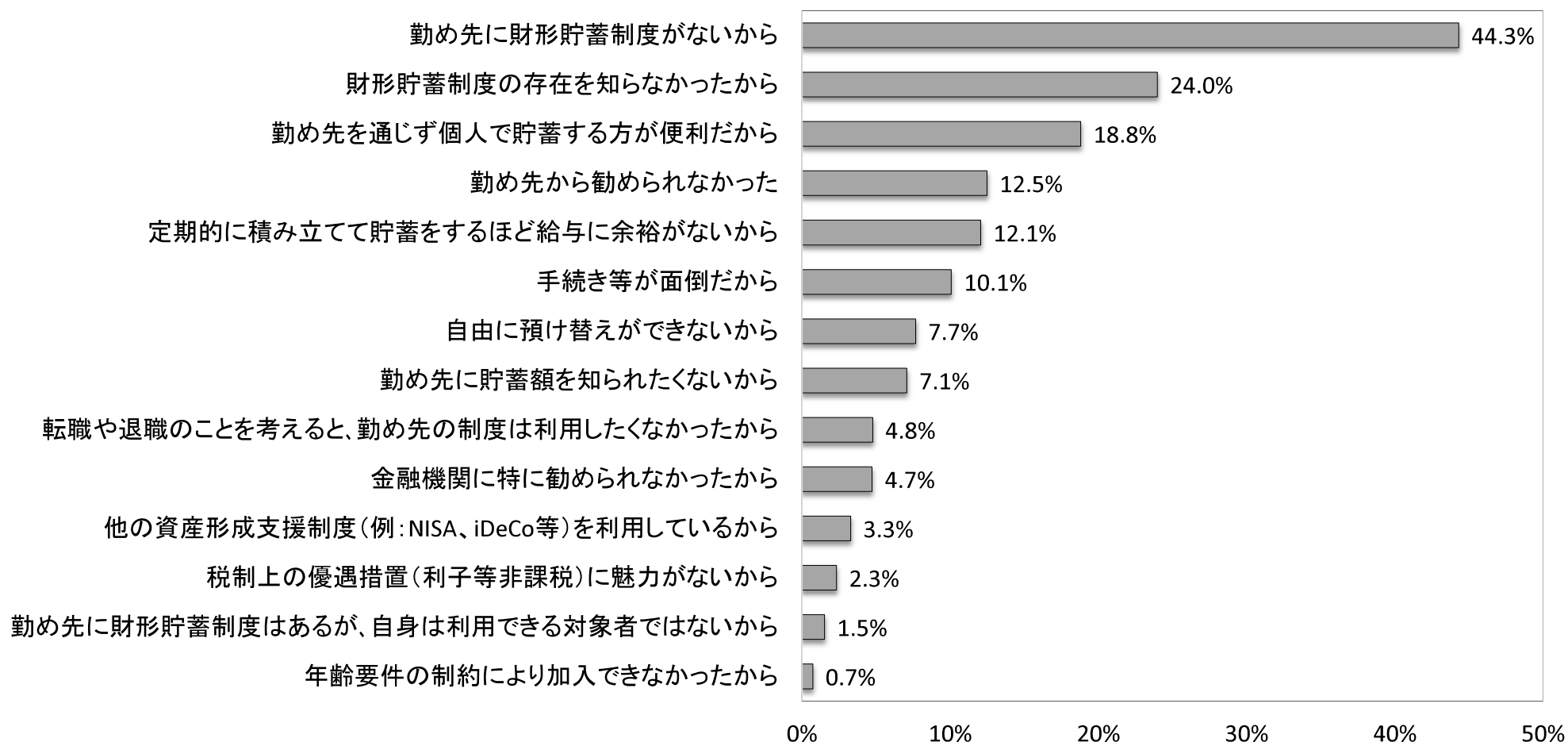


## (4) 財形貯蓄制度を利用したことがない理由

いずれの財形貯蓄制度も利用したことがないと回答した勤労者に対し、財形貯蓄制度を利用したことがない理由を尋ねたところ、「勤め先に財形貯蓄制度がないから」(44.3%)との回答が最も多く、「財形貯蓄制度の存在を知らなかったから」(24.0%)との回答が続く。

図表16 財形貯蓄制度を利用したことがない理由(複数回答)

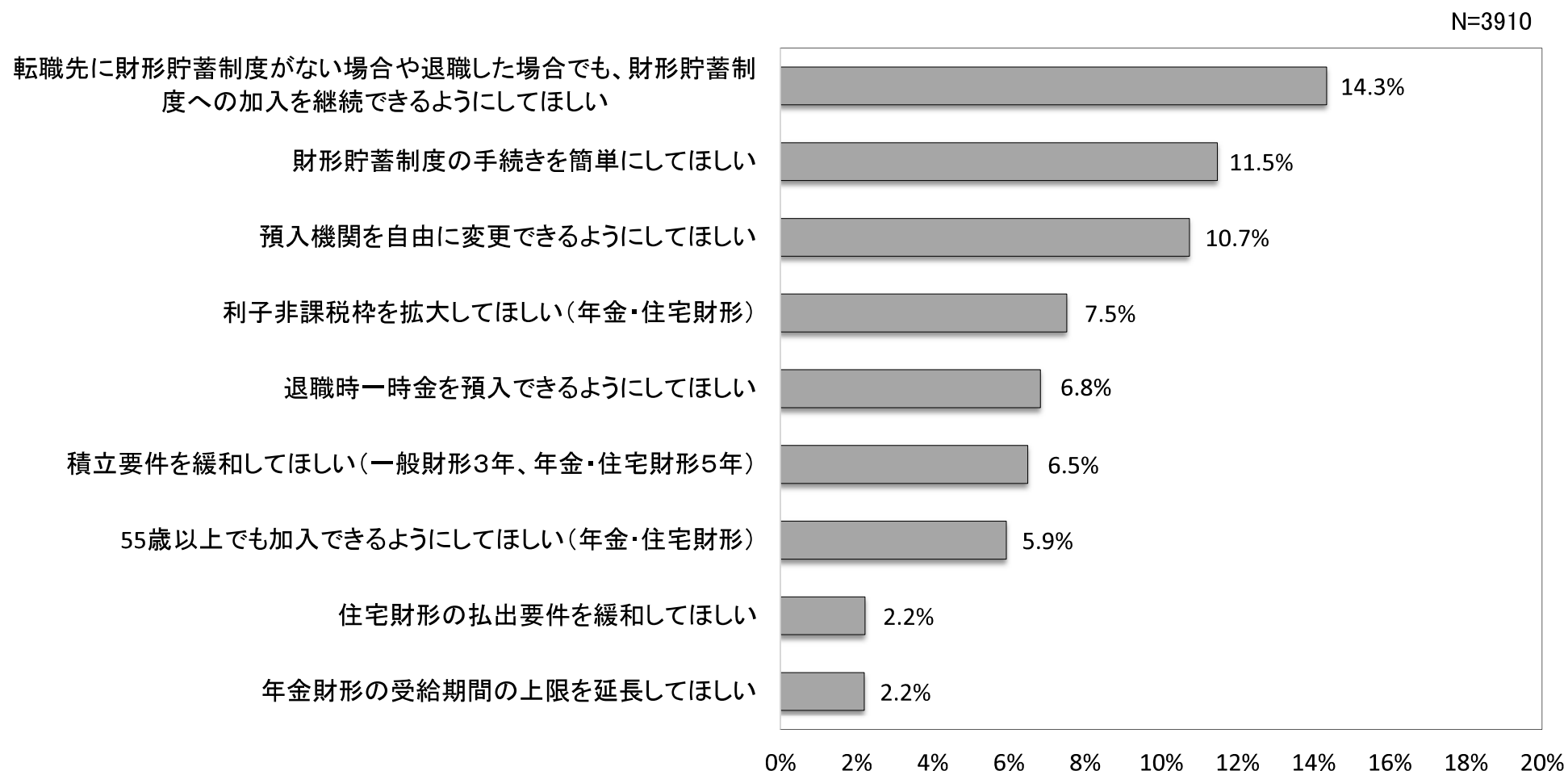
N=2828



## (5) 財形貯蓄制度への要望

財形貯蓄制度への要望としては、「転職先に財形貯蓄制度がない場合や退職した場合でも、財形貯蓄制度への加入を継続できるようにしてほしい」(14.3%)との回答が最も多く、「財形貯蓄制度の手続きの簡素化」(11.5%)、「預入機関の自由な変更」(10.7%)との回答が続く。

図表17 財形貯蓄制度への要望(複数回答)



資料：(独)労働政策研究・研修機構(JILPT)が実施したアンケート調査より厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課作成

## (参考) 資産形成に係る他の制度との比較

	財形(一般、年金、住宅)	iDeCo	一般NISA/つみたてNISA
制度の目的	【一般】ライフイベントに応じた支出を賄うため(用途自由) 【年金】老後の所得 【住宅】住宅購入の頭金等	老後の所得	ライフイベントに応じた支出を賄うため(用途自由)
拠出可能年齢	【一般】年齢制限なし 【年金・住宅】55歳未満の勤労者 ※ 勤務先が財形制度を導入していることが条件	原則、20歳以上60歳未満	20歳以上(上限なし)
商品の特性	預貯金、保険商品等	元本確保型が約6割	上場株式、公募投信、ETF、REIT等 (つみたてNISAは長期・積立・分散投資に適した投資信託のみ)
課税関係	【住宅・年金】(一般は非課税措置なし) 拠出時(掛金): 課税(税引き後所得から拠出) 運用時: 非課税 給付時: 非課税	拠出時(掛金): 非課税(小規模企業共済等掛金控除等) 運用時: 非課税(特別法人税凍結中) 給付時: 課税(退職所得等控除、公的年金等控除など一定の税制優遇が適用)	拠出時(掛金): 課税(税引き後所得から拠出) 運用時: 非課税 給付時: 非課税
非課税枠	【年金・住宅】累計上限550万円 ※1 保険商品は払込限度385万円まで ※2 上限額を超えると以後全額課税 ※3 月額、年額上限はなし	年額上限14.4万円~81.6万円 ※ 累計上限額なし	【一般】年間上限120万円 非課税保有期間5年 投資可能期間2023年まで
			【つみたて】年間上限40万円 非課税保有期間20年 投資可能期間2037年まで
払出制限	【一般】なし 【年金】原則、60歳まで 【住宅】原則、住宅の購入等まで	あり ※ 資産が少額である等の要件を満たす場合は可能	なし
積立方法・期間	【一般】事業主払込・最低3年以上 【年金・住宅】事業主払込・最低5年以上 ※1 年に1回以上定期の積立が必要 ※2 非課税での積立中断期間は原則最長2年間	個人払込又は事業主払込掛金・最低1ヶ月以上 ※ 年に1回以上定期の積立が必要。いつでも積立中断可	【一般】個人払込・最長10年間(2023年まで) ※ 一括購入も定期的な積立も自由選択可
			【つみたて】個人払込・最長20年間(2037年まで) ※ 定期的な積立投資のみ。いつでも積立中断可
受取方法	分割受取 ※ 60歳到達以後に5年~20年以内の期間で設定し年金として受取	一括受取又は分割受取選択可 ※ 60歳到達以後に一時金として一括受取又は年金として分割受取選択	いつでも自由に受取可